

むつ市議会第198回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成20年12月15日(月曜日)午前10時開議

諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問(市政一般に対する質問)

(1) 21番 中村正志 議員

(2) 1番 鎌田ちよ子 議員

(3) 2番 澤藤一雄 議員

(4) 25番 斉藤孝昭 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	澤藤	一雄
3番	新谷	泰造	4番	目時	睦男
5番	工藤	孝夫	6番	横垣	成年
7番	野呂	泰喜	8番	川端	一義
9番	白井	二郎	10番	岡崎	健吾
11番	千賀	武由	12番	山本	留義
13番	馬場	重利	14番	佐々木	隆徳
15番	富岡	修	16番	菊池	広志
17番	半田	義秋	18番	高田	正俊
19番	山崎	隆一	20番	川端	澄男
21番	中村	正志	22番	村川	壽司
23番	浅利	竹二郎	24番	新谷	功夫
25番	斉藤	孝昭	26番	富岡	幸夫
27番	村中	徹也			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教員	山本	文三	教育長	牧野	正藏
公営企業 管理	遠藤	雪夫	選挙管理 委員長	佐々木	鉄郎
農委 員	立花	順一	総務部長	新谷	加水
総務 部 秘 書 監	齋藤	秀人	総務部 出納室 長	工藤	正明
企画部長	阿部	昇	企画部 長	近原	芳栄
民生部長	佐藤	吉男	保健福祉 部 長	吉田	市夫
経済部長	櫛引	恒久	建設部長	太田	信輝
選挙管理 事務局長	大芦	清重	監査委員 長	齋藤	純

教育部長	佐藤節雄	教委事務員	育会局事務員	高田文明
公企業局 営長	佐藤純一	企次	部長	宮川淳一
民副 生理 部事務長 副 策 課	奥島慎一	教委事務員	育会局事務員	杉浦収二
教委事務員 育会局事務員 副 務 課	安藤哲雄	総務課	部長	花山俊春
総務課 部報人長 シ 入	山本伸一	総務課	部長	井田直樹
企 画 部 画 課	伊藤道郎	民副 生理 部 対 策 主	物課幹	竹山清信
保福 社 健 生 活 福 部 課 課	若松通	保福 社 健 介 護 福 部 課 課	部社長	岩崎若男
経水 産 部 産 課	笠井哲哉	経水 産 部 産 主	部課幹	二本柳茂
農委事務員 業 事 務 局 次 員 長	蛭名俊文	教委事務員	育会局事務員	高坂浩二
脇野 沢 庁 理 舎 副 業 振 産 課 興 課 長	片山元	総務課	部長	松尾秀一
総務課 部課 長 補 佐	村田尚	総務課	部長	吉田真
事務局職員出席者				
事務局長	河野健二	次長	工藤昌志	
総括主幹	山崎幸悦	総括主幹	柳田秀諭	
議事係	石田隆司	議事係	井戸向秀明	

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

先ほど開催した議会運営委員会において、12月12日に上程いたしました議案第124号に対する質疑は、明16日の一般質問終了後に行うことが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

日程第1 一般質問

○議長（村中徹也） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、中村正志議員、鎌田ちよ子議員、澤藤一雄議員、斉藤孝昭議員の一般質問を行います。

中村正志議員

○議長（村中徹也） まず、中村正志議員の登壇を求めます。21番中村正志議員。

（21番 中村正志議員登壇）

○21番（中村正志） おはようございます。むつ市議会第198回定例会に当たり一般質問を行います。

市長並びに理事者の皆様におかれましては、明快かつ具体的で前向きなご答弁をお願いいたします。

質問の第1は、むつ市の将来ビジョンについてであります。将来ビジョンと申しますと、非常に広く大きな切り口になりますが、その中でも何点かに絞って質問をさせていただきます。

まず1点目、人口減少を抑制するための施策についてお聞きいたします。なお、ここで使用する数字については、むつ市のホームページにあります「データむつ2008」の数字を引用させていただきます。

昭和59年、4地区の合計の住民登録人口は7万5,267人でありました。平成19年9月末では6万5,792人で、約1万人の減少であります。もう少し人口動態の中身を見ていきますと、自然動態、いわゆる出生数と死亡数の比較であります。むつ市においては平成12年にマイナスに転じていまして、平成19年ではマイナス252人となっております。また、社会動態では、データに載っている昭和60年以降すべてマイナスで、平成19年ではマイナス758人となっております。この数字は、自然動態については国家的な問題であり、一地方自治体では解決困難な問題であると言えます。しかしながら、社会動態につきましても、逆に転入が多い地域にあるということで、何らかの方法がとれるのではないかと思います。社会動態の減少については、ある意味むつ下北の現状、日本の多くの地方都市が抱えている現状そのものなのかもしれませんが、黙って見過ごすわけにはいかない大きな問題であろうと思います。

そこで、人口減少を抑制するための施策として、特に社会動態での施策についてのむつ市としての取り組みについてお聞きいたします。

むつ市の将来ビジョンの2点目、地域の特色を生かした雇用の創出についてお聞きいたします。

衣食足りて礼節を知るとのことわざがあります。人は、衣食に不自由がなく生活が楽になると、自然と礼儀や道徳心が生じてくる。私が今さら説明することではありませんが、安定した仕事や収入があるということは、人が心豊かに暮らしていくうえで大変重要なことだと思います。しかしながら、むつ市においては毎年のように扶助費が伸びており、今定例会でも多額の補正予算を組んでおります。その原因のすべてが雇用の問題ではないにしても、大きなウエートを占めているものと思います。

そこで、「産業振興の芽出しを促し、雇用の前進を確実に」ということで下北・むつ市経済産業会議を立ち上げ、先般報告書をいただいております。このことについては、さきの一般質問で浅利議員が聞いておりますので、重複する部分があるとは思いますが、地域の特色を生かした雇用の創出についてむつ市の考え、取り組みについてお聞きしたいと思います。

むつ市の将来ビジョンの3点目、市民が求める施策についてお聞きいたします。一般企業であれば、利益の追求が存在意義として挙げられますが、むつ市役所を企業に例えるなら、市民の幸福度、満足度を上げていくことが存在意義だと思います。むつ市の将来ビジョンを考えるうえで、やはり市民のニーズについては外せない事項だと思います。市長は、おでかけ市長室や市長への手紙を初めとして、あらゆる場面で市民の声に触れていると思いますが、市民が求める施策については率直にどのように感じ、どのようにとらえているのかお聞きいたします。

質問の第2は、むつ市制施行50周年記念事業についてであります。来年は、むつ市制施行50周年であると同時に、合併5周年でもあります。このことから、庁内において準備委員会や幹事会を組織し、広報紙やホームページを通じてアイデアを

公募したりして検討してまいりました。その結果、「明るい声が響き合う 未来ひろがる 陸奥の国」というキャッチコピーを掲げ、市が主催する特別事業と市が共催、協賛する冠事業等を行うとのこととあります。この質問については、さきに新谷功議員が同様の質問をしていますので、重複いたしますが、簡潔で構いませんので、お聞きしたいと思います。

また、これらの記念事業を成功させるには、企画の中身はもとより、広く市民や地域の参画が非常に重要だと思いますが、その点についてはどのように取り組むのか、あわせてお聞きしたいと思います。

質問の第3は、地デジ放送移行の対応についてであります。最近テレビコマーシャル等で頻りに聞かれるのが地デジ放送についてであります。平成23年7月24日をもって現在のアナログ放送を終了し、その後は地デジ対応のテレビか地デジ対応のチューナーを備えないとテレビが見られなくなるということとあります。むつ局におきましても、先月の28日に地デジの試験放送が始まり、今月の18日には本放送が開始されると聞いておりますので、むつ市においても地デジ放送を視聴している市民の皆様もたくさんいることと思います。

地デジ放送については、大きなメリットもありますが、完全移行に当たっては問題点もありますので、むつ市としての対応についてお聞きをしたいと思います。

1点目として、地デジ放送のむつ市における世帯カバー率と地形等における受信困難な地区についてはどのようになるのか。また、高齢者世帯や障害者など、情報弱者と言われる人たちへの対応はどのようにするのか。加えて、これに便乗した悪質商法等も予測できますが、その対応についてはどうするのか、あわせてお聞きいたします。

2点目として、むつ市の庁舎、学校、各施設、

また指定管理先の対応についてはどのように進めていくのか。

3点目として、地デジ放送を見るには、先ほども話しましたとおり、新しくテレビを購入するか、専用のチューナーを購入するか方法はありません。どちらも安くなったとはいえ、まだまだ高価であります。そうした場合、経済的に困窮している方々や生活扶助世帯などへの財政的支援についてはどのようなになるのか。

第4点目として、テレビの買い替えが進むと、現在のアナログのブラウン管テレビが必要なくなり、大量に廃棄、リサイクルされることとなりますが、現在でも家電リサイクル法を逃れた不法投棄が問題になっています。これらの不法投棄対策についてはどのような対応をするのかお聞きいたします。

以上で壇上からの1回目の質問を終わります。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 中村議員のご質問にお答えいたします。

まず、むつ市の将来ビジョンについてのご質問であります。第1点目の社会動態による人口減少を抑制するための施策について及び2点目の地域の特色を生かした雇用の創出については、下北・むつ市経済産業会議での議論経過を踏まえた産業振興、雇用対策に係るご質問と受けとめましたので、2つまとめて答弁させていただきたいと思っております。

ことし野村総合研究所が全国の基礎自治体のうち1975年から2000年までの25年間に人口減少を経験した918の自治体を対象に行った調査によりますと、人口減少の原因は、少子高齢化による自然減を筆頭に、進学や就職による社会動態によるものや地域の主力産業の衰退に伴うものなど、就業等にかかわる理由が大きなウエートを占めており

ます。当市におきましても、ここ数年は人口が毎年800人から900人ずつ減少してきており、社会動態を見ても、毎年転出が転入を600人から700人上回っており、地域活力の低下が懸念されるとともに、将来ビジョンを見据える意味でも大きな課題であると認識しているところであります。

これらの問題も十分意識したうえで、先般下北・むつ市経済産業会議を立ち上げ、各界の委員の皆様からご意見、ご提言をちょうだいしたわけですが、会議では情報産業、インターネットの活用を促進し、通信販売を活用した販路の拡大を目指す、電力事業会社と地域の企業との連携を市がバックアップする体制を組織化し、事業範囲の拡大に取り組み、地域の人材育成として資格取得支援、品質保証のため工業高校や研究機関、商工会議所等での協議を促進し、むつ市全域での品質保証活動構築に努めるなどといったこの地域の特性を生かすなどのご意見が出されております。

この会議の取りまとめに当たり、浅利議員のご質問に対してもお答えいたしましたように、むつ市としての短期的対応策、中期的対応策として整理させていただいておりますが、これら対応策を着実に実施に移していくことが雇用の創出につながり、ひいては人口流出の歯どめに結びつくものと考えております。

また、全国的に食の安全及び食料自給率や環境エネルギー等の問題が叫ばれている中で、当市は地場産品の販路拡大事業の一環として「むつ市のうまいは日本一」といったキャッチフレーズを掲げ、下北のいい食材、安心できる食材を積極的に全国に発信しておりますが、エネルギーの面においても、この下北地域がエネルギーの産地であるということを経済界の皆様とともに全国に対して発信していくことによって当地域のアイデンティティーが高められ、ひいてはそれらが農水商工連携による1.5次産業の創出や環境エネルギー関連企

業等の誘致等につながっていくと期待しているところであります。

次に、第3点目の市民が求める施策についてのご質問であります。これまで市長への手紙やおでかけ市長室を実施する中で、観光振興に関するご意見や市の雇用対策に対するご質問などをいただいておりますが、市民の皆様のご意見等を聞いておりますと、地域経済、産業の活性化、雇用確保に対する切実な熱い思いがひしひしと伝わってまいります。財政の健全化については、ようやく道筋が見え始めてきてはいるものの、現時点ではその切迫した市民の方々のニーズに的確に対応しているとは言いがたい状況にあります。今後におきましては、今回の下北・むつ市経済産業会議を踏まえ、打ち出した方向性を基本としながら、「産業振興の芽出しを促し、雇用の前進を確実に」を願い、力強く地域経済の活性化に取り組んでいく所存にありますので、ご理解ご協力をお願い賜りますようお願い申し上げます。

次に、むつ市制施行50周年記念事業についてのご質問にお答えいたします。まず、1点目の記念事業を行うに当たっての基本的な考え方と主な事業がどのようなものかについてであります。このことにつきましては、去る12月12日の新谷功議員への答弁と一部重複いたしますことをご承願いただいと存じます。

むつ市は、昭和34年9月1日に市制を施行し、来る平成21年9月1日をもって市制施行50周年を迎えるとともに、平成22年3月14日には旧4市町村による合併5周年を迎えることにもなります。市といたしましては、この節目に当たり、これまで市政発展に尽くしてこられた関係各位に感謝の意を表するとともに、市の将来像である「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」の構築に向けた市民主役の市政運営の新たな契機とし、新生むつ市の速やかな一体感の醸成を図ると

ともに、さらなる飛躍を目指すことを基本的な考え方として、市民協働と創意工夫を前提に、市民の皆様初め職員等から事業アイデアを募り、庁舎内に設置した検討組織において種々検討を加えてまいったところであります。

現段階では、相手方との詰め調整を残しているものもありますので、この部分についてはお示しできませんが、大枠が決まった主なものについてご紹介いたします。

まず、必須事業としては、記念式典、市勢要覧及び「むつ市50年のあゆみ」の発行、また合併時に廃止されておりました市の花、木、鳥の制定、さらには記念式典に合わせるなどしての新庁舎の内覧会等を予定しております。特別事業としては、しもきた克雪ドームを会場に県内外の食や会津若松市との物産による交流、旧4市町村の伝統芸能の披露、地元バンドの演奏会などが一堂に会するイベントや、プロ野球の名球会及びプロ野球のOBクラブによるふれあい野球教室、人気テレビ番組の「なんでも鑑定団」等を実施したいと考えております。また、自衛隊も含め、各種団体及び企業等が行っている既存の事業等で市制施行50周年及び合併5周年の冠を付してご協賛いただく事業も予定しているものであります。

次に、ご質問の2点目、記念事業の実施に当たり、市民や地域のこれまでのかかわり方と今後の参画のあり方はどのように考えているのかということについてであります。先ほども一部申し上げましたが、これまでのかかわり方としては、事業アイデアの募集について、市政だよりや市のホームページ、エフエムアジュール等さまざまなメディアを通じて多くの市民の方々からご意見をいただきました。また、今後につきましては、花、木、鳥の制定において広く市民の方々からご意見をいただくこととあわせ、市民の代表を交えた制定委員会の設置、植林事業への参加やしもきた克雪ド

ームイベントでの伝統芸能等の出演者としての参加、また同じくしもきた克雪ドームで協賛事業を予定しております商工会議所や観光協会及び青年会議所等の事業運営スタッフとしての参加等と、さまざまな場面において参画していただく局面が出てくるものと思います。

市制施行50周年及び合併5周年にかんがみ、「明るい声が響き合う 未来ひろがる 陸奥の国」を掲げ、できるだけ多くの方々の参加をいただきながら、ともに楽しんで、節目の年を祝い盛り上げつつ、未来に向けてさらなる飛躍を誓い合いたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、地上デジタル放送の移行対応についての質問であります。国では、電波法の改正により、現在アナログ放送で視聴しているテレビを2年半後の平成23年7月24日に終了し、デジタル放送に切りかえることとしております。この法改正は、昨今の広範囲にわたる電波の急激な利活用に対応するため、限られた枠内での電波を有効利用するためのものであるとしております。

ご質問の1点目、世帯カバー率と受信困難な地区についてであります。どれくらいの世帯で地上デジタル放送の視聴が可能かという世帯カバー率につきましては、総務省の発表によりますと、中継局の開局により、平成20年末には青森県全体で93%、むつ市では96%になると予想されております。

次に、受信困難な地区への対応についてですが、NHKでは共聴施設を設置し、テレビ放送を受信している地域、むつ市内に6カ所あるそうですが、この地域の方々に地デジに対応するための説明を既に行っております。これにより経費的な詳細は承知していませんが、既に改修したところもありますし、改修計画を進めているところもあると伺っております。地デジ放送のむつ中継

局が12月18日に正式に開局しますので、市といたしましても受信調査を行いたいと思っております。

今後地デジ放送エリア内であっても、地デジが受信できない地域が出てくる可能性があるわけですが、その際には平成21年度まではNHKが受信点調査を行ってくれるということでありますので、NHKと相談しながら、場合によっては共聴施設設置のための国の補助制度を活用しながら、難視聴地域の解消に努めてまいりたいと思っております。

次に、高齢者や障害者に対しどのようにして地上デジタル化の情報提供を行っていくのかということであります。昨今盛んにテレビで地デジへの準備について宣伝をしておりますが、高齢者等にはなかなか理解できないのではないかとのご心配につきましては、全く同感に思っているところがあります。今だそれほどの意識になっていないというのが現状だろうと思われま。

総務省の地上デジタル放送推進総合対策によりますと、国では高齢者や障害者等への働きかけやサポートについては、地デジへの対応のため、きめ細かな受信説明会を行ったり、戸別訪問を行い、さらには販売店や工事業者の紹介等も行う等のサポートをしていくということであります。総務省東北総合通信局有線放送課によりますと、来年2月にはテレビ受信者支援センターが東北各県に設置されますので、具体的な対応内容については設置後に検討されるとのことです。市といたしましては、地デジ放送のむつ中継局開局を契機に、国が広報している活動に加え、市民の皆様への周知徹底を図るため、広報紙やホームページを活用した地デジ化への広報活動を行ってまいります。

次に、地デジにかかわる詐欺行為等の悪質商法への対策についてであります。現に他地域におい

て発生している状況にあります。これらに対する有効的な対策はなかなか難しいのが実情ですが、広報紙やホームページなどを活用して詐欺行為に引っかからないように、また詐欺行為かどうかを確認するための問い合わせ先等がわかるよう、総務省の活動とともに周知徹底を図っていきたいと考えております。

2点目のむつ市の各公共施設への対応、3点目、扶助世帯等への財政的支援及び4点目の不法投棄対策については、担当部長から説明をいたします。また、学校施設の地デジへの移行につきましては、教育委員会から答弁があります。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正蔵教育長登壇）

○教育長（牧野正蔵） 教育委員会が所管しております施設の地上デジタル放送への完全移行に伴う対応についてお答えいたします。

国においては、地上デジタル放送への移行が円滑に進むように、地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008を取りまとめ、公表しているところであります。この中では、学校や公民館を災害等緊急時における情報入手手段として重要な役割を果たす重要公共施設として位置づけ、他の施設に優先してデジタル化対応を行うこととしているところであります。

文部科学省では、これを受けまして、平成21年度から平成23年度までの3年間で地上デジタル化テレビの整備に係る補助金として総額345億円を準備するとのこととあります。教育委員会といたしましては、これらの補助金を有効に活用し、デジタル化に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） ご質問の2点目、市公共施設の対応について、市長答弁に補足をさせていただきます。

各公共施設への対応につきましては、総務省から公共施設のデジタル化改修については、平成22年12月末までに完了することを目標に取り組むこととした文書が入っておりまして、先般その旨各所属長及び各施設管理者に総務部長名で通知したところでございます。これは、日本全国でこのデジタル化になるわけでありまして、期限切れの平成23年7月間際の駆け込み需要が想定されますことから、公共施設の対応につきましては、相なるべく早い機会に地デジへの改修をするよう呼びかけたものでございます。

なお、改修方法や予算化等の対応につきましては、各所属での対応としているところでございます。

なお、公共施設の地デジ移行につきましては、残念ながら教育関係施設以外は国の補助制度がありませんので、全額市の持ち出しとなります。

また、指定管理者制度を活用して管理している施設の地デジ対応につきましては、備品を管理する所管課が対応することになります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 扶助世帯等への財政的支援についてお答えいたします。

平成20年10月1日付で総務省情報流通行政局地上放送課長通知によりますと、総務省では平成21年度以降、生活保護受給世帯に対しまして、簡易なデジタルチューナーの現物支給を行う旨の文書が通知されております。詳細については示されておきませんが、今後市といたしましては、国の動向を見ながら、関係各課と連携を密にし、対応してまいりたいと考えております。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 次に、ご質問の第4点目、不法投棄対策についてご説明いたします。

中村議員ご心配されておられますように、デジ

タルテレビを新たに買い求めることによりまして、相当数のアナログテレビが不要となり、あわせて不法投棄が懸念されているところであります。廃棄されるアナログテレビは、家電リサイクル法等により適切に処理されるべきものでありますので、法律違反をしないよう、広報紙等により周知してまいりたいと思っております。

なお、不法投棄いたしますと、廃棄物処理法により5年間の懲役または1,000万円以下の罰金という厳しい罰則が設けられておりますこともあわせて広報してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（村中徹也） 21番。

○21番（中村正志） それでは、何点か再質問させていただきますか。

最初に、地デジ放送移行についてから再質問させていただきます。今の答弁によりまして、教育施設以外は国の補助対象外であると。そうなりますと、これは結構な財政負担になると思うのですが、国で勝手にアナログ放送をやめるのを決めておいて、それはないなという感じがしておるのですが、その財政対応、市としては大丈夫なんでしょうか。まず、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 中村議員のご懸念でございますが、今後国の地方財政計画、この辺の動向を注視してしっかりと対処してまいるということで、現段階ではお答えにかえさせていただきます。

○議長（村中徹也） 21番。

○21番（中村正志） わかりました。

あと、扶助世帯には説明する、全世帯に支援するというふうな話で、まだ詳細は決定していないということでありました。早目に詳細決定してもらって、生活が大変厳しい方々が、やはりその生活の中でテレビというのは恐らく大変大きなウエートを占めている部分になると思いますので、自

分たちで購入できればいいのでしょうかけれども、そういう支援制度があるのであれば、それをぜひ活用してもらって、先回りして購入することがないようにと言ったら、ちょっと言い方がおかしいかもしれませんが、こういう制度がありますよということを徹底して知らせるようにしていただきたいと思っております。

次に、むつ市制施行50周年記念事業についてありますが、主催事業とか特別事業の中身については前回の説明と今回の説明である程度把握はできました。そうした中で、冠事業ということで、いろいろな団体との共催とか協賛という話がありましたが、これにつきましては、どういうのがふさわしいのか、何でもいいのか。何でもいいということは多分ないと思うのです。せっかくですから、いろんな事業を取り上げていただいて、市全体で盛り上げるような、そんな方策をぜひともってもらいたいと思うのですが、この冠事業についてどのような事業がふさわしいのでしょうか。あと団体とかは、それこそどういうふうな団体でもいいのでしょうか。そのあたりのことを、もし現時点で固まっているものがあればお話しできる部分についてお知らせ願いたいと思っております。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 冠事業の件でございますけれども、やはりこれはより公共性の高い団体の方々がこれまで継続をしてきた事業の中でふさわしいというものを、これをやはりメニューとして出していただいて、その冠をつけさせていただくというふうな形になるかと思っております。中村議員もこれまで青年会議所等々でさまざまな部分で事業等のプランを立て、そして実行してきていただいております。また、議場にもその青年会議所の方々、OBの方々もたくさんおいででございます。そういう方々の所属しておりました青年会議所、また商工会議所、そういうふうな形の中で、公共性の

高い団体の方々がこれまで継続をしてきた事業にこちらから冠をつけさせていただきますし、またその相手方からもご要望があるというふうな中で、その事業をしっかりと選択をした中で冠をつけさせていただければなど、このように思います。あくまでもこちらから一方的に冠をつけますよということではなく、その相手方はやはり公共性の高い、そして市民の皆さんにご理解をいただけるような事業の中で、この冠をつけるという事情はもうわかりだと思えます。本来財政がもっとも豊かであれば、さまざまな形の中で我々が市として実質的な事業としてやらなければいけない事業もあろうかと思えますけれども、そのところはご協力をいただくというふうな形の中ですりよせをして冠をつけさせていただければなど、このような思いでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 若干具体の部分でお示しできる範囲でいたしますと、今市長申したことに尽きるのですが、例えば年間を通じまして、4月には下北春もみじまつり、これは下北観光協議会との共催になっております。あるいはまた連休前から開催されるむつ桜まつり、これはむつ市観光協会が協賛する事業というふうに位置づけております。これら年度を通じまして雪の時期、スキー大会等々に至るまで、今市長が申しましたような市制施行50周年あるいは合併5周年というタイトルを冠しながら、またキャッチコピー、あるいはシンボルマーク、こういったものも各団体からの届け出制を今念頭に置いていますが、的確な、適正な使い方という意味でそういう手続を考えております。そういった意味合いでできるだけ既存の事業を活用するというを基本に据えているということでご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 21番。

○21番（中村正志） より公共性の高い事業ということでもわかりました。

今の話の中でシンボルマークというのが出ましたけれども、これはつくることに決定はされたのでしょうか。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） シンボルマークは、職員の提案によりまして、ほぼ決まっております。これからの事業の確定を見るあたりに合わせながら、市民の皆様にも広く公表、公開を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 21番。

○21番（中村正志） シンボルマークは、つくることに決まったということで、ぜひともいろんな場面に使っていただいて、全体で盛り上がるような方法にしていきたいと思います。

ところで、シンボルマークができるということで、もうちょっと頑張って、それこそ今全国各地でいろんなキャラクターがあります。有名なところでいくと、彦根市の「ひこにゃん」ですとか、あるいは争論になった「せんとくん」「まんとくん」いろいろあるかと思うのですが、50周年もそうなのですが、今後いろんな意味でむつ市を全国にアピール、発信するうえで、キャラクターの応募とか、つくってみるとかという考えはどうでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ゆるキャラというのでしょうか、例えばかつての子供たちが大好きでありましたような何とかレンジャーだとか、そういうふうなものを初め今議員お話し「ひこにゃん」だとか、それから「せんとくん」だとか、ああいうふうなものが非常にマスコミ等々で大きく報道されております。非常にそれは私自身も魅力的なキ

ャラではないかなと、こういうふうに思っております。ただ、私今大きな政策の一つとして「むつ市のうまいは日本一」というのぼりを立て、またテーブルに置く小さなのぼりにも、ほんの少しですけれども、キャラクターっぽいものを掲載しております。そういうふうなものも総合的に考えていかなければ、ただ50周年だけのということではなく、このむつ市を売り込む、むつ下北を売り込むというふうな形のキャラクターというものは、私も非常に魅力的に感じているというふうなところでとどめさせていただければなと思います。ひとつ非常に大きなご提言だと、このように受けとめさせていただきます。

○議長（村中徹也） 21番。

○21番（中村正志） 市長がトップセールスをしたときに「むつ市のうまいは日本一」の隣にそういったキャラクターがいて、非常にビジュアル的にもアピールできると思いますので、今後ぜひとも検討していただきたいというふうにとどめておきたいと思います。

来年のむつ市制施行50周年並びに合併5周年記念、むつ市を広くアピールするということも重要ではありますが、先ほど市長が壇上でも述べておりましたとおり、合併後の新むつ市の一体感を醸成するのにもぜひとも役立てていただきたいと思いますので、今後の企画のほうにぜひとも期待をさせていただきたいと思います。

次に、むつ市の将来ビジョンについての再質問をさせていただきます。どうしても日本全国の地方都市が抱える大きな問題であろうとは思っています。特にこのむつ下北は高等教育機関もありませんので、高校を終わると地元に残るか、あるいは外に出ていくかという、そういうふうな選択を迫られますし、また市長もそうですし、私も一度外に出て戻ってきた人間なのですが、やはりそういう意味でいきますと、むつ市に戻ってくる人たち

の対応、経済産業会議のほうでもその部分には触れられてありましたが、非常にその部分が大きくなっていくのではないかなということを感じております。

そういうふうな中で、地域の特色を生かした雇用の創出ということで、原子力関連産業だとか第1次産業ということが特に強く述べられていると思うのですが、この第1次産業のほう、厳密に見ますと、残念ながらここ何年も就業者数はふえておりません。残念ながら現状では新たな雇用を生むような形にはなっておりません。昔ですと、よく建設業のほうで雇用を吸収しておったりもしたのですが、その建設業でも現在では減少していて、なかなか雇用の受け皿というふうにはなっておりません。

そういう中で、このむつ下北の特色を生かした第1次産業、これをどうしていくのか。先ほど来「むつ市のうまいは日本一」ということで、インターネットを使った販路の拡大ということを盛んに話をされております。しかしながら、むつ市のホームページを開いてみると、残念ながらその部分がないのです。来年1月にはリニューアルするというので、その部分にはどういうふうな形で取り上げられていくのかなというふうに非常に大きな期待をしているのですが、その販路拡大という意味でむつ市の新しいホームページというのはどのような形になるのでしょうか。そのあたりお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 1月5日からホームページが一新されます。まず、基本的には、市民の皆様方が使いやすいホームページ、例えば暮らしの手帳的なホームページ、これをまず1つ想定しております。そして、また今議員お話しのように、市外の方々が情報をつかみやすいその面、これも求められます。そしてまた、私たちが市外に情報

を発信するという、こういうふうな面、これも大切だと、このように思っております。そういうふうな形で、魅力あるホームページをつくるために、私就任早々さまざまなできる範囲の中でホームページを、フロントページを変えたり今までやってきました。6月定例会だったでしょうか、補正予算の中で庁内でホームページをつくるシステムを可決していただき、その作業に入っております。基本的には、各部各課でそのホームページを自分たちの力でまずつくっていくと。そして、それを総合的に集約してホームページとしてつくり上げるというふうなこと、そこにはやはり経済部は経済部のそのコンテンツにかかわる部分での能力、これも問われます。また、努力も問われていく。そういうふうなところで、各部各課、また民生部のほうは暮らしの手帳的なもの、それから保健福祉部のほうではさまざまな健康情報、健診の情報だとか、そういうふうなものを各部各課にわたって競い合って私はこのホームページをつくり上げてもらうべく今その内部の作業をしておりまして、来年の1月5日にはリニューアルして皆様方に公開するわけでございます。ただ、それは絶対的なものではなく、またご利用していただく方々のご意見を伺い、また議員もホームページ、さまざまな部分でその知識も十分ありますので、ご提言等を受けながら少しずつ直していきたいと、こう思っております。

あくまでも私は、庁内の中で競い合って、そしてホームページをつくり上げていって皆様方に公開をしていく、そのホームページの面、情報を発信する、受ける部分、ご意見を受ける部分、そして各課の中で競い合うというふうな部分、そういうふうなところでのホームページを今目指しているところであります。

○議長（村中徹也） 21番。

○21番（中村正志） とにかく今ネットによる販売

額というのは驚くほど伸びているのです。もう今や商売相手といいましょうか、それはもう全国であり、全世界なのです。そういうことを考えると、やはりネットの活用、あるいはホームページの充実というのは避けて通れないと思いますので、できるならば、例えばむつ市のホームページをたたくと「むつ市のうまいは日本一」というところがあって、それをたたくとおいしいものがいっぱい出てくる。またそれをたたくと、どうやったら手に入れられるか、そこら辺くらいまでできればいいなど。ただ、そうになると、いろんな業者さんとのあれもありますが、ぜひともそういうふうな形で、せっかくの商売のチャンスですから、そういうようなものもぜひとも取り入れてほしいなということを希望しておきたいと思っております。

もう一つ、私気になっているのが「むつ市のうまいは日本一」で、「むつ市」ということなのですが、残念ながら全国の方は、「むつ市」というのをそれほど認識していないといいますが、旅行社の調査でいきますと、「青森県でどこに行きたいですか」というのを問うと、何年のいつの調べかちょっと忘れましたが、断トツで「下北」という言葉が出てくるのです。「むつ」というのも出てくるのですが、下北の10分の1にも満たない。そうなったときに、このむつ市、あるいは下北を売り込む方法として「むつ市のうまいは日本一」でいいのか、それとももうちょっと「下北」というのを活用したほうがいいのか、ここは相当思案のしどころだと思うのですが、市長はどう思いますか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） その部分におきまして、下北・むつ市経済産業会議の頭に「下北」を持っていったというふうな意味合いも含んでおります。そしてまた今「むつ市のうまいは日本一」ということで、これは下北半島で日本一だよという部分、

これを誇りにしたいというふうなのはむつ市が最初でございます。このキャッチフレーズを聞いていただいた周辺の町村長さんがお話をいたしました。「我が村が日本一だ」「我が町がうまいのは日本一だ」と、こういうふうな形の中で会話が少しずつ出てきていると。まさしくそれは地域間の競争が始まったと、私はそういうふうに認識しております。その地域間の競争によって、一つに集約されてくるのではないかなと、私はこういうふうに考えます。

そしてまた、例えば周辺の村で非常に牛肉のおいしい村もございます。そこでは何々村の牛肉というふうな形、そしてまた日本酒では今度下北の日本酒とか、そういうふうな形で非常にばらつきがあります。しかしながら、それは将来集約をされていくものであるというふうな思いをしております。これは、やはり地域間競争にむつ市も勝っていかなければいけない、そういうふうな思いで私は「むつ市のうまいは日本一」、これが一つの大きなきっかけになって、この下北半島、競争し合って、それぞれの形の中で、町村の中で競い合いをし、そしてうまいものを発見し下北ブランドというふうな形を、これが最終的な目標であります。

○議長（村中徹也） 21番。

○21番（中村正志） ぜひとも切磋琢磨しまして、むつイコール下北となるような形でこの地域をどんどん売り込みできればいいなということを期待し、またそれらに向かって進んでいただくことを要望したいと思います。

また、第1次産業は別といたしまして、原子力関連産業についてなのであります。会議の中でも述べられてはありましたが、この原子力関連産業や、あるいはそれらを取り巻く周辺の産業を本当にうまくこの地域の雇用につなげることができるのか。原子力産業ですと、もう既についてくる企

業とかもあるわけですし、それらの調整をうまく図りながら、この地域の雇用につなげていけるのかというのは非常に難しい問題になると思うのです。そうなったときに市としての仕掛けというのも非常に重要になると思いますが、そういうふうな点で考えますと、今まで原子力産業にかかわってきた人たちがこの場に来て新たに事業所を開いてもらうのか、あるいはこのむつ下北地域で独自に事業を開いて入っていったほうが得策なのか、多分そのバランスだと思うのですが、そのあたりについてはどう考えていますか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） どちらが先かと言われましても、これはその2つのパターンの中では非常に難しい部分もあると思います。また、電力事業者側のほうといたしましても、先般報道されました会社の設立、こういうふうなことも、ことしの2月だったでしょうか、地方紙に報道されました。その部分でメンテの会社とかという具体的な形の中で報道されたわけでございますけれども、この下北半島の中でもっと多くの原子力関連施設というふうなこととなれば、そのメンテの会社会的なことも非常に有効性が高まってくると、このように私は思います。ただ、現在稼働しているのは東通村に1基、そして近い将来大間町、そして中間貯蔵施設。中間貯蔵施設については、非常に安定した施設でございますので、毎年のメンテ、13カ月または20カ月のメンテということもなし得ない、必要ないというふうなことで伺っておりますので、原子力発電所がこれからどういう動きになってくるのか、それはやはり経緯として見ていかなければいけない。しかしながら、やはり求められるのは人材育成であるというふうなことでありますし、そして壇上でもお話をいたしましたけれども、むつ市内、下北全体の品質保証、資格取得を促していかなければいけないだろうと。

そしてまた、その産業会議の中のまとめのところにもありました地元の高校にエネルギー関連カリキュラム、これを働きかけていかなければいけない。そういうふうなまず雰囲気づくり、それも必要なのではないかなと。そしてまた、電力事業者側で求めているというふうな部分、それもよくしっかりと、どういうふうな形のものを求めているのか。ただちにその関連会社がここに来て工場を建ててというふうなことはなかなか厳しい状況だと思えます。しかしながら、その日のために私たちは行政としてこの資格取得支援、品質保証と、そしてまたむつ市全域でのQA活動、品質保証活動の雰囲気づくり、これをしっかりと取り上げていかなければいけないだろうと、こういうふうに思います。

そしてまた、むつ市の中には海洋研究等々の3つの研究機関がございます。その中では、エネルギー生産地域というふうな形の中からもっともっと地球環境情報を発信していこうと。特に津軽海峡の潮流、こういうふうなものについても関心が今向いております。津軽暖流、これが非常に大きな役割を果たしてきている。そういうふうな部分での海洋研究都市としての、これも一朝一夕ではできません。一歩ずつこの情報も発信していかなければいけない。それによって人材育成がなされ、そして地域の品質保証の雰囲気づくりができてくると、こういうふうな取り組みをしていく必要があると、こう思います。

○議長（村中徹也） 21番。

○21番（中村正志） 申し合わせの時間が近づいてまいりました。これで最後の質問にしたいと思います。今市長が人材育成、あるいは品質保証、企業のレベルアップというふうなことを言われました。原子力の先進地では、それらを行うために、敦賀市では成果展開事業など、地元の企業とうまくやっているところもありますので、まだまだ先

の話だと思えますが、ぜひともそういうふうなこともできるような形で進んでもらえればと思います。

また、少し出ましたが、今ある産業資源とでも言うのでしょうか、日本原子力研究開発機構のタンデロンと言いましたが、それとか海洋地球研究船「みらい」とか、そういうのもたくさんありますので、そういうものの活用もぜひともうまくやっていただきたいと思えます。

そこで最後、市民が求める施策について、いろんな声を聞いていると思えます。今定例会では市長が就任してから大きな課題であった庁舎移転もある程度めどがつかしました。財政の再建のほうもまだまだ非常に厳しいですが、ある程度めどがついたのではないかなというふうに思っております。そうした中で、市長が描きますむつ市の将来ビジョンと申しましょうか、前市長は先ほどちょっと出ましたけれども、海洋科学研究都市みたいなことを話しておられましたが、市長はそういう意味ではどんな将来像を描くのか、ちょっと最後に大きい質問ですが、そのあたりのことを聞いて、私の最後の質問にしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 第1点は、財政再建でございます。非常に後ろ向きな発言になるかと思えますけれども、しかしながら財政再建をすることによって、次の展望が開けてくると、私はこういうふうに認識をしております。その部分において、市民の皆様方、また議員各位のご要望、なかなか聞きづらい部分がありますけれども、その部分を今の段階でしっかりと聞きし、そして財政再建の暁にはさまざまな部分で計画的に事業を進めていきたいと、こういうふうに思います。今第一義的に財政再建であるということで、それも後ろ向きの財政再建ではなくて、前に向かっての財政再建ということでご理解をいただければなと思いま

す。

○議長（村中徹也） これで、中村正志議員の質問を終わります。

午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 0 1 分 休憩

午前 1 1 時 1 5 分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鎌田ちよ子議員

○議長（村中徹也） 次は、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。1番鎌田ちよ子議員。

（1番 鎌田ちよ子議員登壇）

○1番（鎌田ちよ子） 1番、公明党の鎌田ちよ子です。むつ市議会第198回定例会に当たり一般質問いたします。

先週の12月12日、年の瀬恒例の「今年の漢字2008」に選ばれた1文字は、「変」でした。京都清水寺の貫主、森さんは、アメリカの大統領になれるオバマ氏が訴えたチェンジ、変革が皆さんに大きな影響を与え、2008年の1文字に選ばれたと話されています。閉塞した世の中を変えてほしいという切実な願いであります。宮下市長におかれましては、さらなる知恵と行動力を持って、むつ市民の幸せのため、強いリーダーシップで頑張ってくださいませようご期待申し上げ、通告に従い質問いたします。

質問の1は、行財政問題についてであります。現在各自治体では、集中改革プランをもとにした公務員の削減や業務の市場化テストなど、効率化を目指した行政運営が実施されております。昨年9月、総務省の自治体状況調査では、05年度からの2年間で実行された県、市町村の公務員定数の減少は約3%であり、09年度までの5年間の純減

計画の6.2%達成に向けての取り組みが進捗しています。地方公務員の純減目標は「骨太の方針2006」で国家公務員の純減目標5.7%と同程度とされましたが、実際には県、市町村が06年に立てた目標は5.9%減となっており、この目標を上回っておりました。

また、昨年9月の時点で集中改革プランの公表団体は1,861団体に増加、さらにはその中で純減目標も平均6.2%に上方修正され、市、区、町村では平均8.2%の純減目標となっております。定員管理のほかの分野では、給与構造改革も進められ、特殊勤務手当の廃止や各種手当の減額など、着々と全国の自治体での行財政改革が進められている現状であります。

さて、政府は「骨太の方針2008」では、06年に掲げた07年からの5カ年の歳出削減目標を維持するための09年度予算編成となっております。それは、財政制度審議会の意見書、すなわち各分野の歳出改革、税制改革、社会保障費、さらには公共事業費の道路特定財源の見直しや削減計画など、抑制策であります。こうした国の税制を初めとした改革の中で、長い間懸念でありました公務員制度改革基本法案であります公務員の採用から定年までの制度改革として修正案がさきの国会で可決されました。こうした国家公務員の人事制度改革の流れの中で、本市における今後の公務員人事制度、給与構造改革についてご所見をお伺いいたします。

2、組織機構の改革についてであります。市長は就任のごあいさつで、組織と政策は車の両輪であると話され、平成20年度一般施政方針、新年度は職員の意識改革や組織風土の体質改善にも引き続き取り組むと話され、強い決意と拝聴いたしました。

ところで、今日地方自治体運営の根幹にかかわる諸問題に効果的な行財政運営が求められ、市民

のための信頼される市役所づくりとしての機構改革は喫緊の課題と認識いたします。現況と課題についてお伺いいたします。

質問の2は福祉行政についてであります。1、高齢者虐待防止法についてであります。高齢者の権利を擁護するため、高齢者の虐待防止と養護者支援の両面を盛り込んだ高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律がさきの特別国会で成立いたしました。法整備の背景には、近年急速に表面化している高齢者虐待の増加があります。厚生労働省がまとめた家庭内における高齢者虐待に関する調査結果では、陰湿な虐待の実態が明らかになりました。中でも家庭内で虐待を受けている高齢者の約1割が命にかかわる危険な状態にあるなど、実態は深刻です。本市の65歳以上の高齢者人口は、平成19年4月現在1万4,845人、高齢化率22.6%となっています。そして、今後の人口推計では平成26年には高齢化率が27%を超え、市民の3.6人に1人が65歳以上になると予想され、高齢者が住みなれた地域で安心して生活できる地域社会の構築となる高齢者の虐待防止に対する取り組みが重要であります。本市における高齢者虐待の実態についてお伺いいたします。

2、成年後見制度の活用についてお伺いいたします。認知症のお年寄りなどの判断能力が不十分で、財産管理や介護施設への入所など、身辺看護についての契約や遺産分配などの法律行為等を自分で行うことが困難な方を保護するために成年後見制度があります。しかしながら、全国的には認知度の低さや後見人の認定の難しさなどから、制度の利用がいま一つという状況ではないでしょうか。制度の管轄は家庭裁判所ですが、近年認知症などにより判断力が衰えた高齢者が悪質商法の被害者になるなど、権利や財産を侵害される事件が多く発生しております。本市におきましても、今

後高齢者人口の増加、障害者の社会参加の促進につれ、同制度の活用が重要であります。

ところで、本市は8月より、県内では初めてとなる自治体主導での講座をスタートさせ、全国でも先進的な取り組みとして注目されています。現状と課題についてお伺いいたします。

3、安心な介護社会構築についてであります。さきの緊急総合対策で新たな経済対策、生活対策に介護従事者の待遇改善が盛り込まれ、介護人材の確保及び定着の促進、雇用管理の改善として、より具体的に2009年度の改定で介護報酬を3%引き上げることや、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制することが明記されました。これにより介護従事者の給与は、1人月2万円程度のアップが見込まれると期待されています。介護従事者が誇りと自信を持って仕事ができ、また安心して生活ができる介護保険制度に確立しなければなりません。

超高齢化社会に突入した現在、介護サービスの需要が増大し、介護従事者は介護保険制度がスタートした2000年の約55万人から06年には約117万人と2倍に増加、平成14年には140万人から160万人への増加が必要とされています。ますます高まる介護サービスのニーズにこたえていくには、介護従事者の確保、定着、育成を図ることが不可欠です。介護労働安定センターの06年度調査によりますと、事業所の6割超がホームヘルパーの不足を訴え、老人保健施設などで働く福祉施設介護員は45.2%が不足していると報告されています。不足の主な要因は、離職率の高さにあり、離職率の高さは待遇の悪さ、つまり報酬が低いことに起因していると言われております。

厚生労働省の07年調査では、福祉施設、介護員男性の全国平均年収は他産業のように伸びず、40代後半で約360万円と、製造業と比べ350万円も低く、家族を養うのは難しい状況で、介護業界で

は男性の寿退社が珍しくない現状です。介護従事者の待遇改善と介護人材の定着、育成で、質の高い介護サービスが提供できる体制づくりが急務であります。現状と課題についてお伺いいたします。

質問の3は、教育問題についてであります。文部科学省は、本年度新規事業としての学校支援地域本部事業に50億4,000万円計上いたしました。地域の教育力の低下や教員の勤務負担増加に対応するため、平成20年度より学校支援地域本部事業が始まり、例えば学生時代に運動部にいた人には部活動の指導、造園が得意な方には校内の花壇づくりなどに力をかしてもらい、また設備の修繕やグラウンド整備、登下校の際の安全確保、図書館の運営を手助けしていただくなど、地域の方に担ってもらう事業です。ボランティアを募る際の広報活動費用、名簿の作成経費、各種会議などの費用が不可欠と承知しております。そして、今後の学校経営を考え、マンパワーの育成が重要であります。特別支援教育を含めた各学校現場の支援にスクールサポーターを配置していただいておりますが、まだまだ厳しい状況と伺っております。スクールサポーターの配置を充実させていただくこと、そして連動して学校支援、ボランティアによるPTA組織の弱いところなど、必要に応じ学区を超えた学校ボランティア派遣が実現することにより、学力向上、教育レベルアップに貢献できると確信いたします。

ところで、8月25日発行のむつ市政だよりで第一川内小学校学校支援ボランティア活動見本市開催のお知らせ記事が載り、県内でも先駆的な活動を展開していると知りました。第一川内小学校の森校長先生にお申し、算数の授業の現場である採点ボランティア活動を参観させていただきました。学校支援ボランティア地域コーディネーターの春藤千秋さんから、これまでの活動と取り組み方を伺いながら、学年を進度別、本人の希望も考

慮した3グループ分けしているという状況と2名の学校支援ボランティアさんが採点ボランティアとしてサポートしている活動を参観、子供たちが真剣に取り組んでいる姿と個々にアドバイスを受けられる体制に感動いたしました。

市立第一川内小学校では、平成12年ごろにゲストティーチャー制度を導入し、平成17年には評議員として学校現場に地域力としてかかわってきた方々が平成18年度せきれい会と命名し、学校支援ボランティアとして発足、県内でも先駆的な活動を展開され、教職員とがっちりスクラムを組み、学力アップを初め学校行事のサポートなど子供たちの成長に大きく貢献され、成果を出されています。学校支援ボランティア地域コーディネーターの春藤千秋さんの力が大きなことでもあります、森校長先生、教職員との一体になった活動が全体的な結果につながっていると思います。学校支援ボランティア活動事業を積極的に活用することで教育力、学力が大きくアップできると確信いたします。現状と課題についてお伺いいたします。

2、学校給食の安全性についてお伺いいたします。昨今の報道でもありましたように、輸入食材を取り巻く安全性であります。輸入食品は、厚生労働省が食品衛生法に基づき検疫所で書面を審査し、その後残留農薬や添加物、あるいはカビによる毒性などについて抜き取り調査をしています。しかし、検査官の人数は限られ、輸入品はふえ続けており、このような状況の中、子供たちの口に毎日入る学校給食の安全性の問題は大変危惧されているところであります。学校給食は、安全で安心して食べられる食材でなくてはなりません。また、食育につながる、つくった人、つくり方がはっきりしている地産地消のおいしいものを食材に向けているのでしょうか。安全性並びに品質管理体制についてお伺いいたします。

以上、3項目について壇上より質問させていた

だきました。ご答弁を伺い、再質問、要望申し上げます。市長並びに教育委員会委員長におかれましては、よろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 鎌田ちよ子議員のご質問にお答えいたします。

第1点目は、行財政問題についてであります。まずご質問の要旨の1点目、今後の公務員人事制度及び給与構造改革についてお答えいたします。

本市では、総務省が平成17年3月に示した「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」に基づき、平成18年3月に計画年次を平成17年度から平成21年度までの5カ年とするむつ市行政改革大綱を策定いたしました。この大綱を具現化すべく計画年次を同じくするむつ市行政改革実施計画及びむつ市集中改革プランを策定し、行政改革の推進に鋭意取り組んでいるところであります。この取り組みの中に人事制度及び給与制度改革も含まれており、成果につきましては、平成17年度から順次ホームページで公表いたしているところであります。

職員の定員管理につきましては、当市の集中改革プランでは平成17年度の698名から平成22年度までに人数で53名、削減率にして7.6%減の645名に削減することになっております。しかしながら、財政状況の悪化から、退職者一部不補充を余儀なくされておりますことから、目標の平成22年度を待たずして、ことし4月1日現在で既に目標値を上回る61名減の637名となっております。削減率といたしましては、8.7%の減であります。

なお、平成17年4月に策定しました定員適正化計画につきましても、既に目標値を達成していることから、合併した類似団体との比較や今後の組織機構改革を見据えながら見直しに着手いたしているところであります。

次に、当市の給与制度の適正化についてありますが、まず1点目として、平成17年3月の合併時点で旧4市町村間において差異のありました部分につきましては、むつ市職員の給与に関する条例に規定されている給料表を適用する形で適正に再編されております。さらに、人事院勧告を踏まえた平成18年4月からの給与制度改革により国家公務員に準拠した形で給料表の改正を行っており、これと同時に昇給制度の見直しも行っております。

2点目として、諸手当の適正化についてありますが、管理職手当の削減及び支給範囲の見直し、特殊勤務手当の見直しにより、着実に経費削減効果が出てきているものと考えております。鎌田議員お示しの去る6月13日に公布されました国家公務員制度改革基本法は、国家公務員に関する制度を社会経済情勢の変化に対応したものとすよう総合的に推進することを目的として、その基本理念と基本方針を定めているものであります。この法律の中では、改革に必要となる措置を5年以内をめどとして、またこれにかかわる法制上の措置を3年以内をめどとして講ずることを規定しておりますことから、地方公務員に関しましても国の動きに連動する形で順次改革が進んでいくものと認識いたしております。

また、小泉内閣以降、今回で8回目となる通称「骨太の方針2008」につきましては、国が長期的に取り組む経済財政改革の基本的な方針であり、経済政策や財政政策に重要な影響を与えるものであります。これにより一部の分野では多少緩和される可能性を含んでおりますものの、歳出削減の波は一層高まるものと思われまことから、今まで以上に地方自治体の行財政にも厳しい影響が及んでくるものと懸念いたしております。したがって、当市におきましても、無駄を省いたスリムな組織への改編等を余儀なくされておりますこ

とから、行政サービスの維持と一層の向上を第一義として今後とも費用対効果の確保と事務の効率化を図ってまいりたいと考えております。

次に、組織機構の改革についてのご質問にお答えいたします。鎌田議員のご質問の中にありましたように、今地方自治体には効率的な行財政運営が求められており、なおかつ市民に信頼され得る市役所づくりが喫緊であるというご認識については、私も同感でございます。そういう職員の意識改革まで踏み込んだ行政運営改革が必要という認識のもと、本年3月にむつ市行政機構改革基本方針を策定しております。これは、今年度当初に議員の皆様にもお配りしておりますので、具体的内容については申し上げますが、まさに早急にとるべき行政運営の体系を示したものであります。

基本方針においては、広報広聴、政策形成、経営管理、人材育成機能の再構築と迅速かつ効率的な行政経営の実現を2カ年程度で目指すこととしておりますが、その第1段階として来年度には全庁にグループ制を導入するとともに、分庁舎組織の機能強化を図ることとし、さらに平成22年度には部の再編を含む組織改革と先ほど挙げた各種機能の体系化、制度化を図り、基礎自治体としての組織機構体制を整えたいと考えております。

来年度導入するグループ制は、現在の課長補佐を主幹、係長を主任主査とし、課長の指揮のもと、課の業務をこれまでの係単位ではなく、総括主幹以下で編成するグループで処理していくものです。これは、今後も職員を削減していかざるを得ない状況下で多様化する業務に的確に対応し、市民サービス水準のさらなる向上を目指すために、市民と直結する実務に携わる職員を確保する措置であるとともに、組織階層の中の係長、課長補佐のいわゆる中間階層をなくし、責任の明確化と意思決定、執行体制の凝縮を図り、迅速化を実現するための措置です。

なお、導入に当たっては、来年度は業務体系に混乱を来すことのないよう、係をそのままグループとして移行することを原則とし、習熟を図り、平成22年度には課長の指揮のもと、グループを編成する本来のグループ制に移行していきたいと考えています。

また、分庁舎の組織改革は、地域のことをできるだけ分庁舎内で迅速に処理できる体制を整えたいと考えています。具体的には、まず教育課を除くこれまで所長以下5つの課で構成されていた組織を3課6グループのピラミッド型に再編し、グループで処理する仕事を課長が統括して、重要事項については所長が最終判断する体系を整えることとしております。そのうえで、分庁舎所管にかかわることの所長の決定権限を拡充し、地域の特殊事情や突発的事項に迅速に対応できるよう、分庁舎限りで執行できる予算として地域振興費も配当することとしております。

さらに、各地域に重点を置いた市政を構築するため、分庁舎にも広報広聴グループを新設し、積極的な情報提供と地域住民からの広聴体制を強化していくとともに、分庁舎へ来られた住民の方が必要に応じ、本庁の担当課の職員と直接話をしながら手続等ができるようテレビ窓口相談システムの導入も検討しているところです。これらの改革に実効性を持たせるために、今後段階的に対峙関係に配慮した組織改革と、各機能の体制的強化に努め、地方分権時代に対応した自治体組織を整えてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、福祉行政についての第1点目、高齢者虐待防止法についてお答えいたします。高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が平成18年4月に施行されました。これが高齢者虐待防止法と呼ばれているものですが、市では担当部署を地域包括支援センターとし、委託を

含めて3カ所を起点にこれまで毎年数件の事例に対処してきているところであります。また、在宅介護支援センター、介護支援事業所等に協力を依頼して、情報が得られやすいように取り組んでおります。さらに、今年度からはむつ市高齢者権利擁護ネットワーク委員会を設置し、その取り組みをさらに強固なものにして高齢者の支援に対応しております。

制度の周知については、「介護保険・高齢者福祉・地域包括支援センターガイド」に高齢者虐待防止についてのページを設け、市内全戸に配布しております。その他詳細につきましては、担当部長から補足説明させます。

次に、ご質問の第2点目、成年後見制度の活用についてお答えいたします。この制度は、認知症などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで本人を法律的に支援する制度であります。市では、平成18年度に設置したむつ市地域包括支援センターを拠点として、高齢者虐待防止事務と同様に、介護支援事業所等の協力を得て情報が集まりやすい体制づくりをしてまいりました。成年後見の相談件数につきましては、平成18年度に3件だったものが昨年度は17件にまで急速に増加しておりますが、肝心の成年後見人の候補者にはなかなか手が見つからないという問題に直面したところであります。その対策といたしまして、市では今年度から2年計画で市独自に成年後見人を養成する事業を開始し、現在30の方が受講している状況であります。なお、詳細については担当部長から補足説明させます。

次に、ご質問の第3点目の福祉教育と人材育成についてお答えいたします。鎌田議員ご質問の趣旨が介護事業に従事する職員の賃金を中心とした待遇の改善と人材育成ということかと存じます。したがって、介護保険者としての役割という観点

からお答えいたしたいと存じます。

介護保険者としてご質問の趣旨に沿う活動としては、介護保険サービス提供事業所に対する指導がございますが、その範囲は市としては地域密着型の介護保険事業所に限られることから、グループホームや小規模多機能型の事業所などが主なものであります。他の事業所については、県の管轄となり、市としては同行する形しかとれない規定となっております。

また、指導内容については、主に被保険者の処遇や保険給付に関連するもの、施設の基準や人員配置等が中心となり、法に規定されている事項となるもので、介護保険事業所の勤務する職員の処遇については基本的に雇用主との契約事項に当たることから、市として強制力のある指導は難しい状況にあります。

また、人材育成ということですが、市として直接事業者を教育する機会はなかなか持てない状況であります。月に1回開催されている地域ケア会議の席において、困難事例等の検討を行い、相互の知識習得に努めているところであります。

その他各事業所において、関連団体事業者等が開催する研修等を受講してスキルアップを図っているものであります。また、研修に関しては、介護保険サービス提供事業所の指導の中に職員の研修機会についての質問を設定することもございます。ほかに市としては、県から寄せられた情報等を各事業者に通達し、研修の情報を提供しております。詳細につきましては、担当部長より補足説明させます。

3点目の教育問題につきましては、教育委員会よりご答弁いたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正蔵教育長登壇）

○教育長（牧野正蔵） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

まず、学校支援ボランティア活動事業についてであります。この事業は、議員ご承知のとおり、学校と地域が一緒になって子供の教育活動を支えよう、地域の子供は地域全体で守り育てようという目的のもとに実施されているものであります。本市においては、平成19年度に地域における学校支援基盤強化事業として文部科学省と青森県の委託を受け、学校支援協議会を立ち上げ、試行的に2校をモデル校として指定したところであります。平成20年度には、この事業の名称を学校支援地域本部事業とし、3カ年の継続事業として実施しているものであります。学校支援協議会の構成メンバーを市の社会教育委員、モデル校の校長、教頭、地域のコーディネーター、教育委員会職員、計12名とし、この事業の企画や運営方策について検討した結果、これまでのボランティア活動の取り組み状況を踏まえ、モデル校として正式に第一川内小学校と城ヶ沢小学校の2校にお願いしたところであります。

第一川内小学校につきましては、以前より地元ボランティアサークルによる学習支援活動が行われてきており、算数、国語の採点、学校内外の環境整備、俳句、自然体験、読み聞かせ、クラブ活動指導など、ゲストティーチャー、いわゆる外部講師招聘事業での活動実績があったことにより、学校との連携がスムーズに行われ、現在は27名のボランティアスタッフの協力により、本事業が効果的に実施されているところであります。「無理なくできることから始めよう」をモットーに、ボランティア活動を継続している姿勢は、県内においても高く評価されているところであります。

城ヶ沢小学校につきましては、海上自衛隊を保護者に持つ児童が多数を占めることから、年度途中での転出入も数多く、ボランティアにかかわる人材を確保することが大変難しい地域でもありますが、全国各地のさまざまな情報と経験を持ち合

わせた保護者が多いことも事実であり、こうした活動に積極的にかかわろうとする方々が多くおられることが特徴的であります。

これまで読み聞かせと図書室環境整備を中心とした活動をしてきており、今後はその定着に加え、外部講師の活動を含め、環境整備やそれ以外の多様な支援活動を目指して、7名のボランティアスタッフが積極的に取り組んでいるところであります。これらモデル校以外の学校におきましても、地域と連携したボランティア活動を積極的に受け入れており、PTAを中心とした保護者、町内会等のいろいろな団体の方々による登下校時の安全指導を初めとして、校内外を問わずさまざまな形でボランティア活動を実施しているところであります。

議員ご指摘のように、これからも継続して地域に根差したボランティア活動を推進していくためには、学校と地域を調整するコーディネーターの養成はもとより、地域によってはボランティアの確保が困難な地域もありますことから、地域を超えて活動して下さる方々の確保も考えていかなければならないと思っているところであります。

現在の制度では、このようなケースに対しては、交通費等の支給ができないことになっており、空白地帯が出てくることが考えられることでもあり、本事業をさらに拡充していくためには柔軟な運用が不可欠であります。県を通じて制度を改正することができないかどうか、他市町村とも協議し、要望してまいりたいと考えております。

学校支援ボランティア事業は、むつ市教育プランの重点事項にも掲げておりますことから、学校と地域住民が一体となった支援体制の整備と拡充に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、学校給食の安全性についてのご質問にお

答えいたします。学校給食における食品の安全確保につきましては、文部科学省が制定した学校給食衛生管理の基準に基づき、安心安全な給食の提供を最優先して実施しているところでありますが、本年9月に三笠フーズ株式会社による事故米の不正流通が発覚したことは、国が直接関与している主食としての米の保管、管理体制に大きな疑問を抱かせ、我が国の食の安全を根底から揺るがす事案であり、まことに遺憾なことであると思っております。

本件に関しましては、市内の小・中学校について調査の結果、文部科学省の学校給食衛生管理の基準による食品納入時の検収簿の保存年限が1年となっているため、保存期間を超えたものは既に整理してしまっていたことから確認不能となった学校が小学校3校、中学校2校あったところであります。このことにつきましては、去る10月3日付で中国における牛乳へのメラミン混入関連商品の使用は本市の小・中学校においてはなかったこととあわせて、学校を通じて保護者にお知らせしたところであります。

なお、今回の検収簿の保存年限が1年であるため、使用の確認が不可能だったことを踏まえ、むつ市独自に保存年限を6年と定めたところであります。また、記入に当たっては、漏れのないよう各学校及び施設に通知したほか、食材の選定についても厳重に精査し、リスクを伴う食材については徹底して排除するなど、安全確保に努めるよう指示したところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、地産地消につきましては、さきのむつ市議会第195回定例会の横垣議員のご質問にお答えしたところでありますが、平成17年7月施行の食育基本法に基づき策定された食育基本計画では、県産品の利用割合を平成22年度までに食材ベースで都道府県平均30%以上にするとの目標を定めて

おります。当市の県産品利用割合は、既に50.75%と目標値を上回っているものの、むつ市産で申しますと、0.42%にとどまっております。すぐれた農水産物を生産している生産者の食材を学校給食で使用したいとの思いはあるものの、保護者からご負担いただいております給食費で賄うというシステムや、食中毒対策上の衛生面など、超えなければならないハードルがあるのも事実であります。今後この数値を上げていくためには、廉価で安全な食材が安定的に供給していただける仕組みと、継続的に受注配達が可能にできる環境や体制づくりが必要不可欠であると思われまますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 行財政問題についての1点目、今後の公務員人事制度、給与構造改革について市長答弁に補足説明させていただきます。

職員数及び給与費の削減実績についてでございます。まず、退職者一部不補充による給与費の状況についてでございますが、退職者から新採用者を差し引いた数値で申し上げますと、平成19年度の実績は職員数では30名の削減となり、金額にいたしますと3億7,600万円の削減となっております。また、平成17年度から平成19年度までの合計では68名の削減となり、金額にいたしますと9億440万円の削減となっております。

次に、手当の削減及び見直しに関する実施状況でございますが、まず管理職の手当の削減及び支給範囲の見直しについてでございますが、平成19年度の実績は削減分で3,622万円、見直し分で3,661万円でございます。合計で7,283万円の削減となっております。平成17年度から平成19年度までの3年間の合計額では、削減分で9,907万円、見直し分で1億173万円となり、合計で2億80万円の削減となっております。

次に、特殊勤務手当の見直しにつきましては、

これは7つの手当を廃止としてございますが、平成19年度から実施しております、432万円の削減となっております。

次に、市長等の特別職給与の削減についてでございますが、平成19年度では1,011万円、平成17年度から平成19年度までの3年間の合計では2,730万円の削減となっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） ご質問の福祉行政についてのうち、高齢者虐待防止法、成年後見制度、福祉教育と人材育成について市長答弁に補足説明させていただきます。

まず、高齢者虐待防止法とは、虐待の防止と養護者に対する支援を促進し、高齢者の権利、利益の養護に資するため、国の責務と虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めた家庭で、施設で介護を受けている高齢者を虐待から守る法律であります。

具体的には、65歳以上の高齢者に対する身体への暴行や食事を与えないなどの長時間の放置、無視や暴言などで心理的外傷を与える行為、性的虐待、本人の承諾なしに年金などの財産を奪ったり財産を家族らが勝手に処分するなど、経済的虐待と定義されております。さらに、この法律では、虐待を発見した家族や施設職員には市町村への通報義務が定められ、通報を受けた市町村長は、自宅や入所施設に立ち入り調査ができ、警察署長に援助を求めることができることになっております。

当市の高齢者虐待の現状についてでございますが、虐待の発生状況につきましては、養護者における虐待の通報または相談を受けた件数は平成18年度は10件、平成19年度は15件となっております。このうち虐待と判断した事例は、平成18年度

は6件、平成19年度は9件となっております。要介護施設従事者等による虐待の通報または相談件数はございませんでした。

また、虐待と判断した事例に対する対応策につきましては、虐待者から施設等に分離した事例が7件、虐待者から分離せず介護保険サービスの導入や家族に対する助言指導を行った事例が8件となっております。

高齢者虐待に対する取り組み状況と課題について申し上げます。当市では、高齢者虐待の防止、保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、今年度から保健、医療、福祉、司法関係者等の15名の委員で構成されるむつ市高齢者権利擁護ネットワーク委員会を設置いたしました。また、高齢者虐待が発生した場合の対応策といたしまして、行動基準を明確にする高齢者虐待マニュアルを来年度に使用できるよう現在作成中であります。

施設等に対する取り組みといたしましては、地域密着型施設には、市の実施指導を行い、他の養護施設には県の指導の際に同行させていただき予定しております。しかし、市に届いている事例が全部とは考えられず、高齢者の虐待は地域にどれだけ潜在しているか、把握し切れない状況にあります。

高齢者虐待の原因には、長年の家族関係や介護負担、経済的問題等介護する家族の心情も察して支援していかなければならない現状があります。したがって、今後の市の課題といたしましては、虐待が起こらないように予防のための啓発を継続していくことと、本年度から設置されましたむつ市高齢者権利擁護ネットワーク委員会を活用して、その輪を広げ、具体的な活動につなげていくことにあるかと思っております。

次に、成年後見制度について補足説明いたします。この制度を利用するためには、本人の住所地

を管轄する家庭裁判所に申し立てすることになります。申し立てができる方は本人、配偶者、4親等内の親族などで申し立てする方がいない場合には市長申し立てを行うことができます。また、低所得者に対する支援事業として、市長申し立てにかかる費用及び市長申し立てを行った場合の後見人に支払う費用の助成を実施しております。

それでは、当市の成年後見制度の利用状況を説明いたします。まず、相談の件数については、平成18年度は3件でしたが、平成19年度は17件と大幅にふえております。また、利用状況といたしまして、市長申し立ての件数は平成18年度が1件、平成19年度も1件となっております。利用した方は、いずれも単身の重度認知症の方であり、後見人としては社会福祉士、司法書士が受任しております。なお、青森家庭裁判所むつ出張所におけるむつ管内の申し立て件数は、平成18年度が18件、平成19年度が11件となっております。

成年後見制度に係る当市の課題についてであります。現在下北管内で第三者の後見人に選任され受任している方は3名と非常に少ない状況にあります。今後独居高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の需要がますます多くなっていくことが予想される中、後見人となる人材の不足が考えられます。

当市といたしましては、このような事態に備えまして、市民から成年後見人等の候補者及び成年後見人に関する支援相談員を養成していくことを目的といたしまして、今年度から2カ年計画でむつ市市民後見人養成講座を開催することとし、現在講座を開催しておりますが、30名の市民が参加し、民法などの法律の基礎知識を学んで、先般めでたく最終的に28名の方が修了証書を受け、来年度さらなるステップアップした講義を受講する予定となっております。

次に、介護保険事業所従事者についてござい

ますが、平成20年7月17日に開催されました国の諮問機関である社会保障審議会介護給付分科会によりますと、介護保険職員の離職率は正職員の介護職員で20.4%、非正職員の介護職員では32.7%に及ぶとしています。また、労働条件や仕事の負担については、仕事の内容の割には賃金が低いと回答した介護職員が49.4%となっております。さらに、「直前の介護の仕事をやめた理由は」と尋ねたところ、25.5%の人が賃金や労働時間の待遇に不満があったためと回答しております。これがむつ市の現状と一致するかどうかは、市といたしまして調査を実施していないことから不明ではありますが、全国的な傾向として議員ご指摘のとおり、介護従事者の賃金の低さが離職率の高い原因の大きな部分を占めているものと考えられます。

これに対し国では、平成21年度から人材確保対策として介護報酬を3%上げることを決定しておりますが、またこれによる介護保険料の急激な上昇を抑制するため、平成21年度は改定分の全額を国が負担し、平成22年度は改定分の半分を国が負担する方策をとっております。

また、介護人材等の緊急確保対策として、介護福祉士修学資金貸付事業の拡大や母子家庭の母親の介護福祉士、看護師等の資格取得支援確保等の事業を展開するとしております。市としては、市内の各事業所に対しての指導が、地域密着型の事業所に限られ、しかも指導内容が法律で定められている給付利用者の処遇、施設基準、人員基準、職員に対する研修等に限られること、さらに賃金等の決定は雇用者との契約事項であることから、強制的に処遇の改善を要求することができない状況にあります。このたびの国の制度により介護職員の処遇が改善されることを期待するものであります。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（鎌田ちよ子） 全般にわたるご答弁ありが

とうございます。質問の1、行財政問題についてありますが、私たち議会も村中議長をリーダーにすべての見直しとスリム化することを目標に議会改革中であります。ぜひ皆様にもよろしく願いいいたします。

1点目の再質問ですが、現在介護保険の訪問調査員、むつ市におきましては、むつ市が直接訪問調査員を擁し実施しています。この形態は、県内全国でもまれと聞いておりますが、2000年に介護保険が始まってから現在に至るまでのこの方々の給与といたしますか、生活実態にかかわる状況をお知らせください。

○議長（村中徹也） 答弁の前に申し上げます。

補足答弁ですので、補足の域を超えないように答弁してください。保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 介護保険事業従事者の賃金といたしましては、平均して調査に要する時間、事務処理を含めて2時間以内ということから、時間給1,250円の2,500円を支給しております。県内の最低賃金よりもかなり高いところで設定しているのではないかと思います。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（鎌田ちよ子） この資格を持って訪問調査している方々は、それぞれケアマネジャーと同じような資格を有している方と認識しております。この方々が時給1,250円の2時間で2,500円というスタート時期から現在に至るまで、私もケアマネジャーをしていた経験から、このような実態でありますので、これがそのほかの介護従事者にもつながっているのではないかなという思いでこのことを質問しております。

また、車等も借上げの状態だとお聞きしております。出先での事故等も本人負担であります。そのようなことから、ゆっくり、じっくり訪問調査するには、せめてこの制度を他市でもやっております非常勤職員、例えば午前9時から午後4時

までとか、いろいろ条件は出てくると思いますが、現場の方々が働きやすいその報酬と時間帯ももちろん考えていただいて、ぜひ見直していただくよう要望いたします。ぜひよろしく願います。

市長に1点お願いしたいというか、ぜひ答弁していただきたいことですが、先ほど教育問題の学校ボランティアのところ、確かに合併で広がっておりますので、川内のようなもともと地域の方々がかわり合ってやられているところと、またいろんな空白地域が出てくると思います。ぜひ有償ボランティアということで考えていただきたく、このことにつきましては、限られた職員体制をサポートし、よりよい学びの場を提供できるということで、ぜひそのような、また交通費が最大の問題になってくると認識いたします。この件について、市からの財政負担とはなるとは思いますが、子供たちのこれからの未来のために、特に子供を大切に思っている市長ですので、有償ボランティア育成について1点お伺いいたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） これまでの教育というと学校中心、もちろん学校だけがというふうな感じでしたが、これからの21世紀の教育というのは、やはり地域一体型といいたししょうか、学校と地域が一緒になって自分たちの子供を守り育ていくというのが大きな文部科学省のテーマといいたししょうか、大きな重点目標でもあるわけでございます。

それはそれといたしまして、やはり地域に支えられていく、そして多様な地域の方々がいろんな能力、あるいはまた技術、そういうものを持っているわけでございます。そういう外部の力を大いに利用するということは、子供ばかりでなくて、学校の中における教職員のいろんな雑務と言ったならなんでもございますが、それからある程度は開放される面がありまして、子供と接する時間が逆に多

くなるわけでございますので、この辺は大いに利用していかねばならないことだろうと、このように思っております。

今やっていますことは、県の事業というか、文部科学省の中で、大きな関連の中でやっているわけですが、当面私どもは、先ほど申しましたように、県に対してもうちょっと全県的な目で見ていただきたいということで、他市町村とも協議しながら、まず県がそういう形でネットワーク的に目を光らせていただきたいというようなことを要望してまいりたいと、このように思っております。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今教育長が答弁したことに尽きるわけでありまして、実は昨日むつ市内のPTAの方々がお集まりをいたしまして、PTA活動、省略して日P、それから文部科学大臣賞というふうな形で、それから広報紙の特賞をもらったとか、さまざまな5つか6つに及ぶPTA活動が評価されまして、その受賞記念に出席いたしました。そういう意味では、今教育長お話しのとおり、PTAのみならず、さらに地域一体として学校を支えていくと、学校を盛り上げていく、何が地域として学校を支えることができるのかというふうなことをしっかりと私たちも行政としてサポートはしていかなければいけないと。今回の議員お話しのご提言の部分、これらも県の動向を見ながら、本市として何ができるのかというふうなことは、子供たちのため、これが第一義でございますので、地域等のご意見を伺いながら、またそのボランティアの部分でできるのか、そういうところも検証をより深めていくこの1年、2年にしていきたいと、こういうふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午後 零時15分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

澤藤一雄議員

○議長（村中徹也） 次は、澤藤一雄議員の登壇を求めます。2番澤藤一雄議員。

（2番 澤藤一雄議員登壇）

○2番（澤藤一雄） 大畑町選出の澤藤でございます。むつ市議会第198回定例会に当たり一般質問をいたします。

世界じゅうから金を集めて収入以上の生活をエンジョイしてきたアメリカのマナーゲームがついに崩壊し、世界じゅうの実体経済に深刻な影響を与えています。実体経済とは、ゲームではなく、物を生産しサービスを提供するなど、額に汗して働いた結果として生活の糧を得ることではありません。既に全国で新卒の採用取り消しや解雇のあらしが吹き荒れて、仕事と住宅を同時に失う方など、かつてない社会不安が広がって、連日のマスコミ報道では、ますますその深刻の度合いを深めています。大きな製造業もない一見景気とは無関係とも思える我がむつ市においても、不景気だけは確実に押し寄せています。商工業が衰退しています。車社会の進展など、生活スタイルの変遷に加えて際限のない規制緩和と人口減少、さらには市町村合併により地元発注が極端に減少したことによる旧町村部の加速度的な衰退、漁業においては海水温の上昇に象徴される気候変動によると見られる漁期と漁獲量の不安定化、生産者が価格を決められない第1次産業の現状に加えて、燃料価格が下落傾向にあるとはいいいながら、既に累積した燃油

の借金に加え、スーパー店頭価格に左右される魚価の低迷という明らかに不況の影響が急激に顕在化しています。

年末になっても借金は払えない、来年は船を出せないと漁師の方が話しておられました。資金繰りができず、年が越せないという商店主の方、石油スタンドの従業員の話では、灯油の配達に行けば、いつまで油を買えるのか、買えなくなったらどうすればいいのかというお年寄りが多くなったといえます。このような方がどうするかといえば、できる限りストーブをつけない、これは収入の少ない高齢者には共通しています。そして、比較的都市化が進んだむつ地区では、寒い冬の間はショッピングセンターや図書館で一日を過ごす、中には病院の待合室という方が多くなっているといえます。

旧町村、あるいはもともと集落であった地域はどうでありましょう。ほとんどがストーブを節約して布団に入ったまま、あるいはこたつに入ったままテレビを見て1日を過ごすという生活をしているのであります。確かに灯油代に5,000円の支援策が実施されます。ありがたいことです。しかし、焼け石に水という言葉もあります。介護保険や後期高齢者医療の保険料に加えて個人市民税までも年金から天引きされ、自主納付の方が滞納すれば、病院で全額負担を強いられるなど、人としての生存が根底から壊されているのであります。

23兆円の経済対策が発表されました。大事なことであります。しかし、発表はだれでもできます。本当に実現できるのか。朝令暮改、支持率凋落の末期政権が当てになるのでありましょうか。政権交代が現実味を帯びてきました。政局絡みの混沌とした先行き不透明な状況。このような中、全国で最も所得の低い下北半島、その中で中核都市と自認する我がむつ市が、国政が崩壊含みのていたらしく、県政は不祥事多発するも毅然とした対応が

できていないという状況の中で、困窮する市民の方々の暮らしを何としても守らなければならない、民生安定を図らなければならない。このような現状認識を持ちながら、通告に従って一般質問をいたします。

第1点目の分庁舎の人事配置についてであります。市民の負託を一身に受けられた市長が、その政策を具現化する、政策を遂行するためには、財政とともに最も重要な手段が人事配置であるとの立場から、9月定例会でも議論をさせていただき答弁をいただきました。しかし、実態は大畑地区市民も到底納得できないものでありますことから、再度質問をいたします。

1つ、各庁舎における組織及び業務遂行の状況は把握しているのか。

1つ、旧町村間での均衡ある配置について、保健師を含む一般職の職員における本庁舎から分庁舎に異動している人員の比較についてお伺いします。

次に、廃棄物政策についてであります。一般廃棄物の処理は、下北地域広域行政事務組合が行っておりますが、これに直接かかわる委託費が平成15年度は6億4,632万円、平成20年度は10億8,512万円、この75.3%をむつ市が負担しておりますので、この支出の範囲で、あるいはこのたびプラントの故障により下北地域広域行政事務組合において処理できなくなったむつ市民が排出した一般廃棄物の処分について、市の行政がかかわった部分について質問させていただきます。

10月初旬に発生したごみ処理施設の故障により、11月1日から12月8日までの38日間にわたって1日当たり60トン、全体で2,000トンの、いわゆる可燃ごみが大畑地区の最終処分場で埋設処分されました。一般廃棄物最終処分場は、衣食住と同様、人間生活になくてはならない施設であります。同時に、悪臭やハエ、ネズミの発生など、い

わゆる迷惑施設でもあります。加えてその建設には多額の財源を要することから、いずれの自治体でも可能な限り使用年数の長期化に努力することが常識とされています。

この施設においても、火災や水害、あるいは地震、津波など、住民の緊急時にいつでも粗大ごみなどを搬入できるよう配慮して、当初15年間の利用期間であったものを平成35年までの30年間へと延命に成功した施設であります。そのためには、住民のご理解、ご協力をいただいて資源ごみ、可燃ごみ等極力分別と減量化に努めてきたものであります。

このことから、今回少なくとも10月中旬には予想されていて、11月1日から実施された埋設処分にあたって、1つ、ごみ処理施設が故障していること、ごみの分別と減量化をしてほしい、有害ごみを入れないでほしいなど、市民への周知と協力のお願いはしたのか。

1つ、現在の最終処分場の管理状況がどうなっているのか。

1つ、今後この最終処分場の管理がどうなるのか。

1つ、処理をしないで埋設することの問題点はあるのか。

次に、平成21年4月から一般廃棄物収集業務の入札とごみ出しの方法が変わるようですが、収集業務について、旧むつ市は従来から入札制度を実施し、大畑地区は平成20年度契約分から入札となりましたが、平成21年度から川内地区及び脇野沢地区も入札となるのか。また、平成20年2月1日、むつ市告示第4号、むつ市一般廃棄物収集運搬業務委託基準要綱を定めたが、むつ市における入札参加資格が経験年数2年を要件とし、大畑地区においては経験年数を要件としなかったのはなぜかお伺いします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 澤藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、分庁舎の人事配置についてのご質問の第1点目、大畑庁舎の現状認識はいかにについてであります。むつ市議会第197回定例会において、分庁舎各課が本庁舎各部と直結する役割構成が、本庁と分庁舎の役割分担をやや不明確にしているという点は否めないところであると申し上げました。しかしながら、このことは、裏を返せば職員それぞれが不明確な役割分担に甘んずることなく本庁各部との連携を強く自覚すれば、おのずと地域の要望を迅速に取り込むことも可能ではないかと考えております。確かに地域の人材や地理はもとより、大畑地区の特殊事情に明るくない本庁から異動した職員が配置されているからだという声を私も耳にしておりますし、議員からもご指摘を受けております。しかしながら、本庁との意思疎通という意味では、本庁から分庁舎に異動になった職員がいることによる利点もあろうかと思えます。

さらには、職員間の刺激という意味では、新しい血を入れることによる利点も少なからずあろうかと思えます。庁舎間の人事交流については、合併後の一体感の醸成と各地区の行政事情を職員相互が共有すべきという長期的な人材育成を見据えた観点から、積極的に促進してきた経緯があることは議員もご承知のことと存じます。

むつ市議会第197回定例会において私は、地域の特性を伸ばし、産業振興の促進という観点から、厚目の人事配置を行ったという趣旨のことを申し上げました。そして、その思いが伝わっていなければ、その部分はしっかりと督促していきますとも申し上げました。したがって、私も機会をとらえて大畑地区及び大畑庁舎に出向き、生の声を聞

き、生の現場に触れるように努めております。無
論議員の大畑地区及び大畑庁舎に対する熱い思い
からすれば、まだまだ物足りないとは思いますが、
私なりにその思いを真摯に受けとめ、大畑庁舎の
業務の実相と課題を継続的に検証していきたいと
考えております。

次に、ご質問の第2点目についてお答えいたし
ます。旧町村間での均衡ある配置についてであり
ます。議員ご指摘のとおり、本庁からの職員が各
分庁舎に異動した職員数を単純比較いたします
と、確かに大畑庁舎に多く配置していることは否
定いたしません。しかしながら、逼迫した財政事
情を因とする退職者の一部不補充を余儀なくされ
ている中で、全庁的に職員が減少しているという
状況、さらには団塊世代の大量退職が既に始まっ
ている現在においても、なおかつ50歳以上の職員
が約半数を占めているといういびつな職員構成は
避けることのできない過渡期とはいえ、紛れもな
い事実であります。そういう意味では、行政サー
ビスの低下や停滞を招かないように、事務の効率
を上げていかなければなりませんし、当然ながら
組織機構の見直しも避けられないものと考えてお
ります。

いずれにいたしましても、当面の間はこうした
背景を踏まえつつ職員配置を行わなければなりま
せん。したがって、あくまでも将来的な視点
に立った分庁舎の役割と全庁的な均衡を意識しな
がら、適正配置を心がけたいと考えておりますの
で、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、廃棄物政策についてのご質問のアクセス
・グリーンの故障に伴う可燃ごみの大畑一般廃棄
物最終処分場への埋め立て処分についてでありま
す。1点目の埋め立て処分するに当たってごみ量
を減らし、最終処分場への負荷を軽減するために
ごみの減量化について、市民への周知と呼びかけ
をしたのかとのご質問ですが、澤藤議員が言われ

るとおり、ごみの減量は最終処分場への負荷軽減
には有効な手段ではありますが、下北地域広域行
政事務組合から市に対し、可燃ごみの一般廃棄物
最終処分場への搬入についての依頼から搬入の開
始まで期間が短かったことから、周知はいたして
おりませんので、ご理解賜るようお願いいたしま
す。

2点目の市が所有する最終処分場の利用状況及
び管理状況についてのご質問であります。現在
市には4カ所の最終処分場があります。一般廃棄
物処理施設のアクセス・グリーンがガス化溶融炉
でありますので、アクセス・グリーン供用開始前
に埋め立て処分していたごみが中間処理できるこ
ととなりましたことから、最終処分場の利用を大
幅に縮小し、災害ごみ及び町内清掃時に排出され
る側溝土砂を搬入し埋め立て処分しております。

また、管理については利用を限定していること
から、施設の維持管理上不可欠な浸出水処理施設
関連の経費を除いては必要最低限にとどめており
ます。

3点目の可燃ごみを埋め立て処分したことによ
り、今後発生すると考えられる問題点についてで
ありますが、可燃ごみの中には生ごみ等の有機性
廃棄物が多く含まれていることから、有機物の分
解により浸出水の水質の悪化が考えられます。し
かしながら、大畑一般廃棄物最終処分場は、遮水
工や浸出水処理施設を設けた管理型の最終処分場
であることから、埋立地の汚水により地下水を汚
染しないように適正に処理し、放流しております
ので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、一般廃棄物収集運搬業務委託の入札とご
み出しの変更についてのご質問であります。1点
目の平成20年度一般廃棄物収集運搬業務委託の契
約方法についてであります。一般廃棄物の収集
体制は、各地区で合併前の異なる収集体制のまま
今日まで継続しておりますことから、収集運搬業

務委託契約につきましても、地区ごとに実施してまいりました。平成20年度は、むつ地区と大畑地区は一般廃棄物収集運搬許可業者数が収集コース数を上回っていたことから指名競争入札を、川内地区と脇野沢地区は許可業者が1社しかないため随意契約をしております。

2点目のむつ地区と大畑地区で入札した際、委託の基準は違うのかとご質問ですが、廃棄物処理法施行令第4条に一般廃棄物の収集運搬及び処分を市町村以外の者に委託する場合の基準が規定されており、第1項に受託者の資格要件として業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ受託しようとする業務の実施に関し相当の年数を有するものであることと定めております。むつ地区と大畑地区の委託基準の相違点は、相当の経験年数を有するものをどのように運用するかでありまして、平成20年度のむつ地区の委託基準要綱は、経験を2年以上有する者と規定しており、大畑地区では期間を定めず、収集運搬の実績があるものとしております。

3点目の平成21年度一般廃棄物収集運搬業務委託の契約方法はどうかとご質問であります。さきに申し上げましたが、一般廃棄物の収集体制については統一されていないことから、統一に向け、本年5月15日にむつ市廃棄物減量等推進審議会に一般廃棄物の収集体制等の見直しについて諮問し、審議を経て8月7日に答申を受けております。この答申に基づき、来年4月から市内全地区のごみの収集体制等を統一することとし、条例の改正について9月定例会にお諮りし、御議決を賜ったところであります。ごみの収集体制の統一に伴い、これまでさまざまな差異がありました一般廃棄物収集運搬業務委託の仕様につきましても統一することとし、新年度からは市内全地区の一般廃棄物収集運搬業務委託を指名競争入札で実施する予定であります。

4点目の平成21年度からごみ出しの変更に伴い、一般廃棄物の収集運搬業務委託はどうかとご質問ですが、平成21年度からむつ地区でも資源ごみのステーション回収が開始となりますので、新たに収集運搬を業務委託することになります。

また、さきに述べましたが、全地区での指名競争入札を実施する予定でありますことから、これを機にこれまで地区ごとの収集コースを設定しておりましたが、全地区の効率的な収集コースの再編をする予定でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） まず、庁舎の人事配置についてであります。今各庁舎に配置されている本庁からの異動の職員の数でございます。川内庁舎が部長、これは所長だと思っておりますが、含めて合計で5人、脇野沢庁舎は非常勤の所長を入れて4人、大畑庁舎が13人です。5人、4人、13人なのです。それで、9月定例会で私、地元出身の課長職何人いるのですかといったら、川内が5人、脇野沢が4人、大畑が2人でした。まるっきり今の地元出身の数と、そして今本庁から分庁舎に異動している職員の数とが反比例しているのです。川内、脇野沢が次長級が1人ずつ、大畑に3人来ています。それから、総括主幹、川内庁舎にゼロです。脇野沢庁舎に1、大畑庁舎に4人来ています。課長補佐が川内庁舎1、脇野沢ゼロ、大畑2なのです。大畑の人たち何と言っていると思いませんか。庁舎に行っても知らない顔が多過ぎて、なかなかお願いやらお尋ねやらしかねると。みんな課長の適齢期の人たちを本庁に持って行って、その穴埋めに本庁から課長職、次長職をよこしているのではないのと、こういうふうは大畑の住民は受けとめています。

答弁を聞けば、いわゆる産業の振興のためとか

言われます。だけれども、では1つ私が例を言いましょう。現場を抱える職に、車の運転ができない職員が配置されている。直接の担当です。この方々が現場に行くためには、同じ課の同僚に運転をお願いしなければならない。これは、ご本人も非常につらいでしょう。そしてまた、ご本人だけでなく、お願いされた側に見れば、自分の仕事を持ちながら、運転をして乗せていかなければならないという状況になるわけです。これが産業の振興とか、地域の振興とかになるのですか。

もう一つ、先日市民の方からお願いの電話が来ました。10月の半ばでした。障害者が4月に退所して自宅にいる。この方は、自分で注射をして、食事制限もしなければならない方なのです。この人が1人である意味では本人の意思に反して退所させられて自宅に来ている。それで本人は、入所したい、施設に入りたいとはっきり意思表示できる方なのです、注射もする方ですから。ただ、食事の管理がうまくできない。この担当している職員が、間もなく1年、2年で退職するという、福祉の仕事を一回もやったことない職員です。これは地元の人です。そして、この方とチームを組んで現場対応しているのが本庁から行っている職員です。私分庁舎にも行きました。そうしたら、要は身元引受人が入所させたくないと言うからだめだという話なのです。これは、法律的なもの、あるいは健康管理、病気の自らの管理を障害者の方がしなければならないというような状況からかんがみれば、私の判断ですと、これは緊急事態だと。だから、身元引受人の意思ではなくて、本人が判断できるわけですから、本人の意思こそが尊重されるべきだというような私の判断で、分庁舎にもお話ししました。だけれども、通らなかった。私は本庁にお邪魔をお願いをしました。早速対応してくれました。12月3日にこの方、ショートステイを経て、グループホームに入所されるとい

うことになったことについては非常に感謝しています。この現場対応してくれたのが大畑から本庁に通勤している職員です。ちゃんとした現状認識と、あるいはその障害者の権利、健康が阻害されて万一も考慮されるというような現場対応しなければならない。しかも、この現場に行っている2人の職員だけの話ではない。課全体がチームとしてそういう健康、不測の事態も考慮されるというような状況の中で、今の庁舎が対応できていない。市長、ご意見を。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 澤藤議員がまず最初にお話をいたしました大畑住民の受けとめ方というふうなことですけれども、私は決してそれがすべての声ではないというふうに思っております。私もできるだけ庁舎のほうにも赴き、また庁議を開いたり、そして地域の課題、そういうふうなものを常々聞くように話をしております。また、澤藤議員から定例会ごとに庁舎に対してのかなり厳しいご発言があること、これもしっかりと話をしておりますし、幾らかずつでも改善をされてきたものというふうな思いをしております。そういうふうな意味で、さまざまなご意見、今かなり強いご指摘もございました。2点目の件につきましては、私はその部分についての詳細はまだ報告を受けておりません。しかしながら、身元引受人がどういうふうな形でなされていたのか、そういうふうなところ、そしてまた12月に入って、身元引受人ではなくてご本人のご希望がかなったということ、そういうふうなかなった部分は評価もしていただきたい。しかしながら、その部分において身元引受人、さまざまなプロセスの中で、やはり身元引受人の存在もあるというふうなことのご発言でございましたので、そういうところもしっかりと今後その部分については調査を進めて、よく話を聞いていきます。そういうふうなことで、何を答えた

いのか、ちょっとわかりませんが、しっかりと督励はしていくというふうなことにとどめさせていただきます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 今の障害者の部分ですけども、私に10月の時点で相談がありました。そのときには、民生委員及び庁舎のほうによくようお願いしてみてくださいというふうなぐあいに話して、相談者にそういう回答をしておきました。だけれども、やはり本人が入所しないと満足なものも自分でつくって食べれないというような状況があるわけですから、それが具体的に明らかになったのが11月20日過ぎです。それで私もいろいろ庁舎のほうにお願いもしました。状況も確認をしました。それで民生委員さん及び庁舎が動かないのであれば、これ以上は、要は本人の判断を優先するか、本人の意思を、そして身元引受人の同意がなければどうもできないというような、そういう話になるわけです。だから、そんなはずないだろうと。あくまでも本人の意思が確認できて、本人の健康を守れないというような緊急事態だと。ある意味では、障害者の虐待というふうなとらえ方もできるわけです、その時点での判断は。現場では、しなければならぬ状況なのです。だから、当然そういう判断を分庁舎がチームとして取り組んだうえで、あるいはその判断がつかなかったら本庁のほうに具体的なそういう提起をして判断を仰ぐというようなこともしなければならぬと私は思うのです。それができていない。ですから、一回も福祉の担当をしたことのない退職間近の、定年間近の人がそもそもこういう障害者のその現場対応をしなければならぬというような今の状況。何ですか、これは。

私は、市長は一体感の醸成とかいろいろ弱い部分を補強するために人事異動やっているとかとおっしゃいますけれども、それは建前でしょう。こ

の人事のもとをつくったのは、杉山前市長の合併直後の流れと、そのスタッフの方々です。ですから、私前回は申しましたけれども、いわゆる均衡ある人事交流だったらわかるのです。だけれども、そうっていないではないですか。しかも、そのことによって庁舎の機能が高まって、市民の福利厚生、あるいは産業振興がなっているというのだったら私も納得します。そうではないでしょう、これは。どうですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ただいまのご発言の中に福祉の仕事を一回もしたことがない、そして退職間際とかと、こういうふうなお話がありました。やはり行政というのは、職員は幅広くさまざまな部分で、その職務をしていかなければいけない。例えば教育委員会に行くと教育の分野、当然またさまざまな行政委員会もあります。そしてまた、経済部、総務部、保健福祉部、そういうふうなさまざまなところ、それを経験して初めてトータルとしての行政運営を見るような立場になってくると。それを一回も来たことがない、その仕事をしたこともないというふうなことで、仕事があるそかになってはいけません、それは。その部分で一回も福祉の関係の仕事をしたことがないということでの発言、私はこの部分については反論はいたしません、控えますけれども、その形のものであっても、これまでのさまざまな経緯の中でしっかりと仕事をしていくのは当然であろうと、こういうふうには思っております。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 市長のご答弁ですけども、いいのです。ただ、私が今申し上げているのは、要はこの身元引受人と障害者本人の意思をどうとらえて、今この障害者の方がどういう状況にあって、今何をしなければならぬのかという判断を市長が言われるような答弁の中で対応できると思

いますか。そして、このお二人の担当者の上には分庁舎の担当課長も含む経験豊富な方がいっぱいいるわけです。いるはずだけれども、対応できていないというような話を私はしているのです。ですから、この配置、これについてはいろいろありますけれども、ぜひ均衡のとれた配置を希望します。

これ以上この問題で市長と議論しても、恐らくいわゆる建前、あるいはその人事について最高責任者の市長がはっきりと物を言えると思いませんので、人事問題については、この辺にしておきたいと思います。要は先ほど申しましたけれども、課長適齢期を引き揚げて、その後むつ地区から異動させているという受けとめが大畑の人たちにあるということを市長もよくよくご理解を願いたいと思います。

次に、ごみの一般廃棄物の問題ですけれども、壇上からも申しました。時間がなかったから周知しなかったというような答弁でした。期間が短かったと。だけれども、そうではないでしょう。10月の初旬に故障が起きて、少なくとも10月中旬には長期化するというようなことがわかっていたわけですから、短かったと私は思いませんよ。そして、搬入が始まったのが11月1日からなのです。何で短いのですか。それから38日も運んだのです。何でこれが短いのですか。では、市長、本当に短かったのか。周知するのに何日かかりますか。答弁願います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 短いか、それとも長いかというふうなことでのお尋ね、その部分は、澤藤議員も行政の経験者でございます。そういう意味では、やはりしっかりと手順を踏んで、これはごみの問題、その焼却炉の酸素製造機が壊れた、ふぐあいが生じた、そして改修ができるもの、しかしながら改修できないで部品を交換しなければいけ

ない。その部品を交換するに当たっては何日もかかるというふうなことの経緯の中で進めてきて、その部分においてはご理解はいただけるものではないかなと、このように思います。

短いか長いかというふうなことは、しっかりとやはりこの部分においては……

（「短いとおっしゃったでしょう」
の声あり）

○市長（宮下順一郎） そうですよ、短いと、期間は短いと、こう言いました。だけれども、その部分でなぜ短いのかということでございますから、短いことに対しての考え方を今述べているわけです。その部分においては、しっかりとさまざまな各町村への通知、そしてその処理の仕方を進めていく中でそういうふうな形をとったということですよ。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 先ほど期間が短かったので周知しなかったというようなご答弁でしたので、それでは周知できないくらい短かったのですかという話なのです。要は、10月半ばには長期化するということがわかったはずなのです。そして、その10日も15日も後の11月1日から搬入が始まっているのです。周知するのにそんなに時間がかかるのですか。周知する準備すらしなかったということですよ。ということは、減量化も何も全く関係なく、市民には周知しないで運んでしまえ、埋めてしまえという受けとめ方をせざるを得ないでしょう。新聞に載ったのが11月20日です。19日下北地域広域行政事務組合の議会で報告されて。ですから、なるべく知らせないというようなことだったと私は思うのですが、そうだったのか。

そして、もう一つは、ほかの旧むつ、そして川内、旧脇野沢の最終処分場がどうして使えなかったのか、お尋ねします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私下北地域広域行政事務組合のほうでの管理者というふうな立場もありましたので、ちょっとこの内容がごっちゃになっておりました。下北地域広域行政事務組合からの依頼が10月27日に市にありました。そして、搬入開始が11月1日ということで期間が短かったというふうなことでございます。

2点目何でしたか。

（「旧むつ、川内、脇野沢の処分場がどうして使えなかったのですかと」の声あり）

○市長（宮下順一郎） むつ地区の最終処分場、当初そこも検討いたしました。その部分においては、道路の部分に傷みがあって非常に危険性を伴うというふうなことでございます。そういう意味で、分散して管理をするかと、埋め立てするかというふうな案もありましたけれども、昨今の状況、こういうふうな場面でございますので、集中管理をするべきであるという私の判断で、安定して、そして施設もしっかりしているところの大畑地区を選択して埋め立て処分をした経緯でございます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 私も11月11日に担当課のほうにお邪魔している言わせていただきました。そのときの回答が、二又の最終処分場は道路が陥没していて、それこそごみ収集車が通行できないというようなことだった。それから、川内地区の処分場は計量器を点検していないから使えないというような答弁でした。いつ災害が起きて一般の市民の方々が最終処分場にゴミを搬入しなければならぬ事態が起こるかわからないというような、こういう施設の性格があるはずなのです。なぜそういう使えるような管理をしてこなかったのですか、お尋ねします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほどの部分にちょっと追

加をして答弁させていただきます。

今澤藤議員お話しのとおり、計量設備、大畑だけが保守点検及び検査をしていた。なぜほかのところはしていないのかというふうな部分は、担当にお答えをさせます。

そしてまた、道路の事情、先ほどむつ地区の最終処分場、道路に傷みがあって危険性が伴う。大畑地区は国道から近いという、そういうふうなところを総合的に勘案して決定をしたところであります。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 先ほど市長が答弁いたしましたとおり、私どものほうに1炉故障して1炉しか使えないということで、最初は最終処分場に仮置きにしてほしいという話があったのが10月27日で、11月1日から12月8日まで使うということでございました。それで、管理上もむつ地区の最終処分場がアックス・グリーンから近いものですから、1カ所に仮置きするとすれば、そちらが適当であろうということでの話でございましたけれども、むつ地区の道路が陥没しておりまして、それで他の地区を検討させていただきました。

（「ですから、どうして陥没したままにしておくのですかと今質問しているのです」の声あり）

○民生部長（佐藤吉男） 補正予算で陥没の地区の改修についても検討いたしましたけれども、来年度回しになったという経緯でございます。

それから、管理型の最終処分場は現在のところ大畑地区だけで、川内地区にしましても計量装置等の関係で故障したままになっているということは、できるだけ経費をかけないできているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 皆さんは直接の担当ですから、

最終処分場って何だかわかっているはずですが。先ほどから申し上げていますが、要は緊急時に対応できるみたいな即応能力が要求されているわけです。補正予算を要求したけれども通らなくて当初予算に盛りますという話ではなくて、きちんと生きるような道路に整備して管理するというのが当たり前の話でしょう。

私11月11日に行ったときにも、職務怠慢でしようとして申し上げました。ですから、この管理に予算がついたとつかないとか、財政当局はどう思いますか。これでひとつ答弁をお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 澤藤議員のご指摘、免れるものではないと、このように認識をいたしましたので、対応させていただきます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） そして、もう一つ。今後このごみの減量化をするのですか、しないのですか、これ1つお伺いします。

それから、大畑地区の最終処分場に来年度から市民が搬入できなくなるというようなことを聞いたのですけれども、これはどうなるのでしょうか、お伺いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 減量化は全世界的な取り組み、また国内での取り組み、この形に従ってやっています。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 大畑地区の最終処分場でございますけれども、容量からいきますと、今回約2,000トン搬入して埋め立て処分いたしました。

（「じゃなくて4月から一般市民の搬入ができるのですか」の声あり）

○議長（村中徹也） 簡潔に答弁してください。

○民生部長（佐藤吉男） 処分場の容量からいきま

すと、まだ何年かは大丈夫というふうには理解しております。

（「制度として」の声あり）

○民生部長（佐藤吉男） 現状では、4地区の最終処分場とも、いわゆる清潔法の側溝の汚泥等を処分している状況でございますので、市民の持ち込みは来年度からも可能であると、まだ容量はあるというふうな認識をしております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 廃棄物対策課長。

○民生部副理事廃棄物対策課長（奥島慎一） 市長答弁に補足説明させていただきます。

平成21年の4月から、大畑地区は自己搬入がなくなります。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 私これも11月11日にお伺いしたときに聞いたのです。市民の皆さんが粗大ごみ等の搬入をして非常に利便性があるわけで、これが搬入できなくなるというような話を課長から伺いまして、そしてその際に、いわゆる企画部長の依命通達によって事務事業の見直し、あるいは経費節減というふうな中で、恐らくいわゆる市民サービスを削っていくというふうなことだろうと思うのです。そして、この中で業務委託が縮小するということは、そこに働いている人が仕事を失うということなのです。そういうことですか。

○議長（村中徹也） 搬入できるかできないかという統一した答弁を含めまして、今の質問にお答えください。廃棄物対策課長。

○民生部副理事廃棄物対策課長（奥島慎一） 現在大畑地区においては、自己搬入、粗大ごみ等の搬入をしております。ただし、来年の4月からは、その部分は個別、毎戸に向かいまして、業者の方が取りに行きますので、市民の方の個別搬入はなくなるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

そこには、今管理する方々があります。現在委託契約で働いている方々があります。したがって、4月からは若干名減る可能性はあるかと思いません。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 今政府も23兆円、なるかならないか、いろんな対策、いわゆる不況対策、失業対策で、非正規の方を採用すれば100万円をその企業に支援するとか、あるいは採用取り消しをした会社名を公表するとか、いろんないわゆる失業対策、民生安定の施策をどこまでやれるかわかりませんが、取り組んでいるわけです。だけれども、その末端行政のむつ市が事務事業の見直しということで、1日に3,000円か4,000円で働いている人たちを削っていく、要するに失業者を生み出していくわけです。こういうことでもいいのですか。

けさのNHKラジオ、北海道のニュースでした。標茶町が9月補正で1,200万円の失業対策、これは林業の枝打ちだそうです、これを今募集しているというふうなニュースを、町がやっているそうです。募集しているそうです。それから、先般の決算審査特別委員会でも野猿監視員に日当6,470円でしたか、払って、自分の軽トラで自分の油持ちで働いてもらっているというような実態も明らかになりました。

私は、この間ボーナスをもらいました。公務員は守られるのです。だけれども、役所が事務事業の見直しといったときに、真っ先にこういう低賃金の方々の職場が奪われるのです。来年3月の話ですから、この見直しは春になってからの話でしょうけれども、国、県が雇用対策やっているときに、市がそういういわゆる低賃金の細々と働いている方の職場を奪うのですか。私は、今そういうときではないと思います。市長、ご答弁お願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今は大畑地区だけ粗大ごみの搬入がなされていると、来年度は業者のほうで粗大ごみの形で回収をしていくと、そういうふうなことにしたいということでございます。そこで、現在持ち込んでいるところで業務を受けている人たち、その部分の失業対策をどうするかというご趣旨かと思えますけれども、なかなか厳しい状況でございますので、ここでほかのほうにというふうなことにはならないかと思えます。今の段階で、その方々が何人いるのか、そしてどのような給与体系なのか、私は今承知しておりません。ただいまお答えする立場にはまだありません。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） お答えする立場にないというふうな答弁でした。まさにお答えする立場なのです。市長がお答えしないで、市のこの業務の見直しとか、そういうことをだれが判断するのですか。審議会ですか。私は違うと思いますよ、市長。根底にあるのは市民サービスの向上と、そして今この時期は失業者を自ら生み出さないということが市長の最大の懸案だと私は思います。大畑地区の人たちは言っています。要らないものはどんどん持ってくるけれども、いいものはみんな持っていく。市長、私答える立場にないという市長の答弁はびっくりしました。私はそういう市長でないというふうなずっと信じていますので、もう一度お願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 立場ではないというふうなことではなくて、そういうふうな発言でしたら訂正をさせていただきます。今はできませんと、発言できないと、まだ内容も把握しておりません。

しかしながら、失業をつくるなというふうなことですけれども、サービスを統一化しようという一つの流れの中でこういうふうな事案が出てきた

わけでございますので、その内容等をよく拝見させていただきたいと。しかしながら、一方ではサービスを統一しなければいけない。一方ではそういうところにも気を使わなければいけないというふうなことでしょうから。ただし、その一方のほうばかり気を使っていると、どんどん、どんどん大きな政府になっていきます。そういうふうなことも、やはり財政を運営するに当たっては十分配慮していかなければいけない。大畑地区だけそういう事態であったというふうなこと、それがなぜそういうふうになっていったのか、そういうことも周りをしっかりと見きわめていかなければ、今の段階ではお答えできないというふうなことでございます。立場ではないということではなくて、その部分は訂正をさせていただきます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 先ほども申しましたけれども、要らないものはどんどん持ってくるけれども、いいものはみんな持っていかれるというような大畑地区の受けとめがあります。そして、その裏にはウェルネスパークも、あるいは来さまい館も、県がつくったにせよ、市がつくったにせよ、どんどん、どんどん物がふえて、そこには指定管理料がどんどん入っていくわけです。今度の庁舎だって、どれくらい管理費がかかるのか。そういう対比の中で市民は、地域はしっかりと見ていますので、市長の善処方を希望して終わります。

○議長（村中徹也） これで、澤藤一雄議員の質問を終わります。

午後2時45分まで暫時休憩いたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

斉藤孝昭議員

○議長（村中徹也） 次は、斉藤孝昭議員の登壇を求めます。25番斉藤孝昭議員。

（25番 斉藤孝昭議員登壇）

○25番（斉藤孝昭） むつ市議会第198回定例会に当たり一般質問を行います。

最初の質問は、組織、機構改革についてであります。組織と機構改革は、昨年3月策定のむつ市行政機構改革基本方針に基づき実施されていると思いますが、そもそもこの改革は住民へのサービス向上並びに市職員の労働環境の改善へ直結する重要な施策で

_____あると私は考えております。

また、実行計画は本年9月末までに策定するとしておりました。市長は、広報広聴機能の強化を実行し、情報の積極的な公表、公開を市民に対して行っています。しかし、市民の代表として活動している議会への情報提供が非常に鈍いと感じているのは私だけでしょうか。議会に知らせていない事柄が定例記者会見での発表となる事例が最近多くなったと私は感じております。行政と議会は車の両輪です。バランスが崩れると真っすぐ進みませんので、運転手役の市長におかれましては、ハンドルをしっかりと握り、前へ進むようお願い申し上げます。

さて、来年4月から導入するグループ制について3点お聞きいたします。その1は、グループ制を導入する理由についてであります。このグループ制の導入は、行政コストを下げるため、またはお客様である市民の要望に迅速に対応するためなどさまざまな理由があると思います。本市のグループ制導入の理由についてお聞きいたします。

その2は、この制度を導入することによるメリット、デメリットは何かお知らせください。

その3は、グループごとの配置人員を決める基準をつくるべきということであります。

改革基本方針には、業務量に応じた人員配置の適正化を推進する。人員の配置に当たっては、重要施策により多くの人員を配置できるよう個々の業務量をよく精査し、人員配置の弾力化と適正化を推進するとあります。業務量の把握はさまざまな要因、条件によって濃淡があり、均等化できないことは言うまでもありません。時間外の実績及び休暇の取得状況などを調査し、グループごとの人員配置基準となるものをつくるべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

次の質問は、委託料の返金についてであります。この件については、さきの9月定例会において委託料の返還命令に応じない事業者に対し毅然とした対応をお願いしたところでありますが、その後の行政側の対応に異議がありますので、再度お尋ねするものであります。

9月定例会での同様の質問に対し、この事業者へは本年4月から返還命令を3回にわたり通知しているが返還に至っていないこと、そして今後も引き続き返還に応じない場合はそれなりの対応を検討するとのことでした。しかし、いまだ返還されていないとお聞きいたしました。市民からの税の徴収には差し押さえなどの手段により厳しい対応をしているのに、この事業者への一連の行政対応に疑問があります。軽度生活援助ホームヘルプサービス事業委託料の返還命令に応じない事業者に対する市の対応が甘いのはなぜか、お伺いいたします。

最後は、脇野沢地区の水産行政についてであります。今回は、水産行政の中から脇野沢水産加工センターにかかわる諸問題についてであります。その1は、脇野沢水産加工センターから出る産業廃棄物の量とその処理方法はどのように管理されているのか。

その2は、9月定例会で指摘した漁業系残渣の調査は行われたのか。

その3は、市が許可したホタテ貝殻仮置き場の現状をどのように考え、課題は何なのか。

その4は、ナマコ増殖場造成事業のガイドラインはどのような内容なのか。

その5は、ナマコ増殖場造成事業は、そのガイドラインに従って適正に行われているのかの以上であります。

脇野沢地区の水産業へ対する支援は、この地区が将来にわたって発展するための重要な施策と認識しています。しかし、行政が深くかかわっている事業に対し、民間へ丸投げすることは非常に危険で、指導監督を怠った結果問題が発生し、それを解決するために多額の税金を投入しなければならないという最悪の結末を迎えることにつながります。今回の項目に関係する市職員に対しては、踏み絵を踏ませるような厳しい指摘となると思いますが、行政とは法律、規定、基準をしっかりと守り、市民の見本となることが当たり前であります。ふくあいは早急に改善することを望み、市長初め理事者の前向きな答弁となるようお願い申し上げます。壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） ここで、ただいま発言された齊藤孝昭議員に申し上げます。

組織機構改革グループ制の問題に関して、議会へ説明すべきとの市長への要求がございましたが、この問題は市長より説明したい旨の申し出が議会にあり、代表者会議で受けることに決定をいたしました。しかし、本定例会議案第87号に関連するため、代表者会議で全会一致で説明を受けないことに決定をしております。

よって、議員各位にお諮りいたします。ただいまの齊藤孝昭議員の発言は、後日速記、テープ、会議録を精査及び念のため議会運営委員会に諮問の後に適切にこれを処理したいと思います。これ

にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 全会一致で異議なしと認めます。よって、そのように措置をいたします。

市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) 齊藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、組織、機構改革についてのご質問の1点目、グループ制を導入する理由についてですが、大きく2つあります。1つには、今後も職員削減を継続していく中で多様化、複雑化する業務に的確に対応し、市民サービスの質を向上させるために、より効率的な行政運営が必要とされていることです。グループ制は、課長補佐を主幹、係長を主任主査とし、総括主幹以下で編成するグループに組み入れて実務を行っていくことで、これまで係長以下だった業務処理に携わる実働職員の増を図ることが目的の一つです。

また、現在行政職職員の約47%が課長補佐級以上で、いわゆる頭でっかちな体制にあり、それが政策形成や意思決定、執行過程の鈍化を招いている点も危惧されると考えており、組織階層のフラット化を図り、迅速な対応を図ることも肝要と考えています。

グループ制を取り入れ、さらに経常的な業務に関してはグループリーダーへ決裁権を移譲し、責任の明確化と意思決定の迅速化を図ることで市民サービスの向上にも寄与するものと考えています。

次に、グループ制のメリット、デメリットについてですが、一般的にメリットとしては、職員間の業務補完がスムーズで、柔軟な編成による業務遂行ができること、デメリットとしては業務の目標、プロセス管理が不徹底であると業務の空白が起る可能性があることなどが指摘されていま

す。総務省調査によりますと、グループ制を含め組織のフラット化を図っている都道府県は5割以上あるという結果が出ており、青森県庁も平成15年から導入しています。

市町村のグループ制の導入状況についてのデータはありませんが、県内では八戸市及び青森市が何らかの形で導入しているほか、当市と姉妹都市であります会津若松市初め全国各地で導入事例があります。導入した自治体からは、業務の繁閑に応じ柔軟な編成を組むことで職員間の業務量の均等化が図られるようになったとか、業務を共同で達成する意識が生まれたとか、職位、いわゆるポストによるのではなく、仕事の達成度から満足感を得られるようになったという声上がる一方、グループの組織目標を明確にし、意識的に情報を共有していく工夫をすることが重要との指摘もあり、実際に運用していく中で問題点を抽出し、グループ制のメリットを発揮できるよう修正を加えていく必要もあると考えているところです。

次に、グループごとの配置人員を決める基準をつくるべきとのご意見ですが、当市の場合、業務上の混乱を避けるため、来年度は原則として係をそのままグループとする形での移行を考えています。その後制度の習熟を図りつつ、平成22年度からは課長がグループ編成を行う本来のグループ制に移行していくこととしております。導入している自治体では、グループ編成の人員を5名以上とする基準を設けているところもありますが、当市の場合には少数係もあることから、一概に人数基準は設けられませんので、将来的には課の業務量から適正な人員によるグループ編成をする方向を目指したいと考えているところです。

いずれにいたしましても、課長のマネジメント力がこれまで以上に求められるものと考えておりますので、研修等を通じ、管理職の資質の向上を図り、職員の労務管理を徹底していくことも肝要

と考えておりますので、ご理解賜りたいと存じま
す。

次に、委託料の返金についてのご質問の軽度生
活援助ホームヘルプサービス委託料の返還請求に
応じない事業者に対する市の対応が甘いのはなぜ
かについてであります。これにつきましては、具
体的に対応を行っております担当部長に説明をい
たさせます。

次に、脇野沢地区の水産行政についてでありま
すが、1点目の脇野沢水産加工センターから出る
産業廃棄物の量と、その処理方法はどのように管
理されているのかについてであります。まず、9
月定例会で答弁した搬出計画と今回議長あてに提
出された搬出計画との整合性であります。9月
定例会におきましては、赤坂地区への搬入見込み
数量を平成19年度末までに約3,100トン、平成20年
度からは毎年800トンから1,000トン、合計で約
7,000トン程度を見込んでの答弁でありましたが、
その後赤坂地区の貝殻仮置き場がむつ環境管理事
務所から貝殻の保管場所が廃棄物の地下浸透防止
対策を講じていないなど適正でないとの指導を受
けたことに伴い、平成24年度まで計画していた赤
坂地区への搬入を平成20年10月で取りやめたこと
により、搬入見込み数量も約7,000トン程度から
3,865トンに減少したものであります。

現在加工センターから排出されているホタテ貝
殻は、来年度のナマコ増殖事業用として瀬野漁港
に仮置きしております。また、今後排出されるホ
タテ貝殻は、有価物としての一時仮置きが認めら
れる条件を満たした田ノ頭地区の民間所有施設に
仮置きする予定であります。

次に、2点目の9月定例会で指摘した漁業系残
渣の調査は行われたのかについてであります。9
月定例会でご指摘のありました残渣が発見された
地点での重機による試掘調査は実施しておりませ
んが、去る10月14日に不法投棄現場でボーリング

調査を実施した際に、ホタテ貝殻仮置き場につき
ましてもボーリング調査を1カ所実施いたしました。
その調査では、残渣が確認されませんでした。

次に、3点目の市が許可した貝殻仮置き場の現
状と課題についてであります。まず、貝殻仮置き
場の現状であります。先ほど申し上げましたと
おり、保管状況が適正でないとの県からの指摘も
あり、10月以降は新たな貝殻は搬入していないこ
とを確認しております。

一方、搬出状況についてであります。加工セ
ンターから脇野沢庁舎で毎月報告を受けており、
それによりますと、脇野沢村漁業協同組合が実施
しておりますホタテ貝殻を活用したナマコ増殖場
造成事業への供給のほか、横浜町で誘致いたしま
した日本シェルテック株式会社へのリサイクル原
料として供給するために田ノ頭地区へ搬出された
数量は1,028トンとなっております。この数量は、
平成20年度の計画1,590トンには達しておりませ
ないので、今後確実に実行されるよう指導監督を強
化してまいりたいと考えております。

また、水産加工センターが村直営の際に搬入し
た貝殻の搬出計画についてであります。今回議
長あてに提出いたしました搬出計画によります
と、平成22年度中には当該貝殻仮置き場より直営
当時の貝殻を含めすべて撤去する計画が示されて
おりますが、原則的には直営当時に搬入された貝
殻は市で撤去することが基本であり、その処理に
ついては資源として認められるものはリサイクル
原料として、資源として認められないものは産業
廃棄物として処理する方向で考えております。

しかしながら、現時点では村直営時の仮置きさ
れた正確な数量の確認がなされておらないこと
や、リサイクル原料として活用するための交渉等
が必要なことから、今後加工センターかと協
議してまいりたいと考えております。

次に、4点目のナマコ増殖場造成事業のガイド

ラインはどのような内容なのかについては、担当部長から説明いたします。

次に、質問の5点目のナマコ増殖場造成事業は、そのガイドラインに従って適正に行われているのかについてであります。今回脇野沢地区で実施されましたナマコ増殖場造成事業につきましては、事業主体であります脇野沢村漁業協同組合が県の承認を受けて事業を行っておりますが、この事業実施に当たっては、ホタテガイ貝殻敷設による漁場造成ガイドラインで貝殻が有価物であることや有効性が求められており、この要件につきましては、使用した貝殻は購入して利用していること、貝殻の漁場造成の材料としての有効性や経済性も盛り込まれていること及び海域に貝殻を敷設した場合の安定計算等も行なったうえで実施しており、このことからガイドラインに沿った形で本事業が行われているものと考えております。しかしながら、水産資源を早急にふやしていかなければならない中でガイドラインで求められている安定計算上問題がないものの、本事業には粒径の小さい貝殻も含まれておりましたことは市として事業主体である漁協や関係者に指導監督が徹底できなかったことに対し反省すべき点があるものと考えております。

なお、事業実施主体は1年に1回以上、少なくとも5カ年は適切な時期に造成漁場のモニタリング調査を実施し、造成漁場の有効性、安全性を確認後県に報告することとなっております。

ホタテ貝殻を活用したナマコ増殖場造成事業は、ナマコの資源をふやし、漁業経営や組合運営の安定を図るため、脇野沢村漁協のほか川内町漁協やむつ市漁協からも強い要望を受けて実施している事業であり、今後、より適正に事業が行われるよう取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 軽度生活援助ホームヘルプサービス委託料の返還請求に応じない事業者に対する市の対応が甘いのはなぜかというご質問の市長の答弁に補足説明させていただきます。

軽度生活援助ホームヘルプサービスは、65歳以上の高齢者のみの世帯で、介護を必要とするまでには至らないが、何らかの援助が必要な方に対して調理や自宅の掃除、買い物、通院等の援助を行うもので、1回30分を基本に介護保険サービス提供事業所に事業委託を行って実施しているものでございます。ところが、契約の事項にない待機時間が加算されていたことが判明したものです。対象金額は2件で1,400円となっております。

9月定例会後、斉藤議員が質問の後、私自身当該事業主と4回話し合いを持ちましたところ、本人に契約の事項になかったということを知りたくて、ちょっと考えさせてほしいという回答を受けているものの、いまだに返還が実現しないものでございます。ただ、当該事業者は、その後サービスの契約等の中身について一切間違えずに契約どおりのサービスを提供しており、そういう利用者がたくさんおられることもありまして、契約を解除するとか、そういった強行な施策はとっておりませんでした。平成21年度については、ことし以内に支払っていただけない場合は、平成21年度の契約を存続しないことも含め、1,400円の返還については年明け司法関係者と相談して対応することとしたいと思っております。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） ホタテガイ貝殻敷設による漁場造成ガイドラインの内容について、市長答弁に補足説明させていただきます。

ホタテガイの貝殻につきましては、これまでも粉砕物が海水や海底の浄化やアマモ場造成の基質として有効性が確かめられ、ナマコ発生礁や魚類

の餌料培養基質として水産基盤整備事業に活用されてまいりましたが、さらに漁業者からは水産資源の増大に向け、ホタテガイ貝殻そのものの積極的な利活用と適切に取り扱うための指針が求められ、県ではこれらの要望にこたえるため、ホタテガイ貝殻敷設による資源培養効果や環境影響を調べるとともに、貝殻の取り扱いについての法令、国や他県の事例を整理し、漁協や市町村が独自でホタテガイ貝殻をリサイクル資源として適正に利活用し、水産資源の培養効果のある漁場を造成できるようにするため、平成20年3月にガイドラインを策定したところであります。

このガイドラインでホタテガイ貝殻を活用して漁場造成の事業を行う場合には、1つとして、事業主体がガイドラインに基づいて事業計画書を作成し、県の承認を受けること、2点目として、事業に使用するホタテガイ貝殻は有価物として利用されること、3として、事業に使用されるホタテガイ貝殻は漁場造成の材料として有効であること、4として、1年以上陸上に堆積し、風化によって付着物が除去された貝殻であること、また貝殻の有機物、COD、化学的酸素要求量の値が20ミリグラム以下であること、5として、事業主体は水産庁で作成した陸奥湾におけるホタテガイ貝殻粒径と水深の関係の図を参考に造成場所の波浪外力、これは波高でございます。貝殻粒径、水深をもとに貝殻の安定性が保たれることを確認することなどが事業を行うに当たっての主な必要事項となっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 先ほど議長から指摘を受けましたが、そのとおりだと思います。よく考えないで発言してしまいました。後で精査して措置をお願いしたいと思います。

組織機構改革についてのグループ制の導入につ

いて、3点ほど質問させていただきましたが、まずこのグループ制を導入したことによって、管理職に対する負担がふえるというふうに市長先ほど答弁されておりましたが、どれぐらいの負担の量になるかという予想はついているのかどうか。これからやりながらというふうな話も先ほどされておりましたが、4月1日からは当然その権利がその課長ですか、グループリーダーという方にのしかかっていくと思います。そのところをどのように考えているのか、まず最初にお知らせください。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 今回のグループ制の導入、これにつきましては、管理する課長のマネジメント力、これが非常に大切になってくるということはもちろんでございますけれども、課員、グループ員、一般の職員たちも、あらゆる意味で自らの資質向上、能力向上、こういうものをやっていかなければいけないというふうな状況でございます。

課長については、マネジメント力の向上ということで、これまで以上に課員の融和、交流、課の中の事務事業の把握、こういうふうなことをきちっとやっていかなければいけないということでございます。そうしないと流動的な体制をうまく組んでいけないということになるわけですので、この辺のところでの課長としての一層の資質向上というふうなことが望まれるということになるわけです。

それによって事務量がどのようにふえるのかということについて、事務量の算定というのは、特にこういう気持ちの問題といたしますか、一般的に経常的な事務と違いまして、どれぐらいの事務量になるのか、負担になるのかというふうなことについては、これは個々に違うものであります。それを押しなべて平均化して見た場合どの程度なの

かというふうなことについては、ある程度実施してみないとわからないという状況でございますので、来年度は試行的な期間というふうな位置づけで実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（齊藤孝昭） それで、機構改革の実行は計画から策定して、おおむね2年以内に完了するというふうなことになっているのですけれども、この2年という年月が私は短いと思ひます。なぜ2年以内に完了するというふうに決めたのか、まづはお伺ひします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） これは、できるだけ短期間にできることであれば一番いい。常に小さな政府を目指す、効率的な組織体を目指すということは、これは常にやっていかなければいけないことです。今回は、そういう意味では非常に大がかりだということがあるわけですけれども、職員数が減っていくという状況の中では、余り長い時間をかけていられない。それが結局は職員の負担にもなってきますし、市民にとっても、これは利便性低下につながるおそれもあるということがありますので、これはできるだけ素早くやりたいということで、当初3年程度を考えていたわけですけれども、2年に圧縮しているというふうなことでございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（齊藤孝昭） それで、業務量もそれなりにふえてきたりとかというふうなことも発生すると思ひますが、まづは職員の時間外の管理、どのようにやろうと思ひているのか。今現在役所に入るのは自由自在で、休みの日でも来て仕事をしている人もたまに見受けられますが、多分勝手に来てやっているのだと思ひます。このグループ制を導入すると、その配置の人員を決めるために時間外

の管理、それから休暇の取得状況も把握しないと、どの程度の業務の量があるのか、なかなか基準を決められないと思ひます。そのところをどういうふうに今後考へているのかお答へ願ひします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 現在休暇及び時間外については課長決裁で実施されてございますが、時間外についてもこういう財政状況でございますので、非常に圧縮に努められているというふうな状況でございます。そういう面では、休暇の消化率も、ここにちょっと具体的な数字、データを持ち合わせておりませんが、一般の職員ですと、前年度を含めて40日という日数あるわけですけれども、その何%かというふうなことについては、そう高くない数字だろうなというふうなこと、平均して言えばそういうことであろうと思ひます。

ただ、我々としては、来年度業務量の算定、これを手がけたいと思ひしております。それで、業務量というのがきちんとした形で定量化できるかどうかというふうなのは非常に難しい問題、ましてこういう行政体でありますと、なかなか基準というふうなものはつくりづらい、そういう状況でございますけれども、個々の職員に自らの時間を、自分で考へながらきちっと時間割と申しますか、そういう時間を業務の中で割り振ってもらおうというふうな方法でやると、ある程度正確な数字が出てくるやに聞いておりますので、その手法をできれば駆使してやってみたいなど。若干職員には手間暇かけることになるわけですけれども、分庁舎もひっくるめ、やってみたいというふうに思ひしております。

ただ、それが出ないというグループ制にしても機構改革にしてもできないかとなると、これは手をこまねている状態ではありませんので、やりながらどんどん改善は加えていくというふうなことにしていきたい、そういうことでございま

す。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 今の機構改革について、最後の質問ですけれども、むつ市職員定数条例というのがあります。これは、最後に改正したのが平成13年度、附則の改正が合併したときです、平成17年3月14日に改正しているのですけれども、この定数条例でいくと、企業局の職員も入ると今733人になっているのです、全部で。きょう午前中の鎌田議員の質問に対しては、今637人の職員がいるのだと。ということは、条例からすると約100人程度少ないことになっています。これも当然条例改正していかないとだめだと思っておりますけれども、改正するためにはやはりそれなりの基準が必要で、国とかからの法的な人口割合の職員の数ではなくて、むつ市の升に合った職員の定数にしないとだめだと思いますが、ここのところはどのようにお考えですか。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） この定数につきましても、事務量の算定、推定、こういうふうなものが、きちとした裏づけがなされないという状況もあります。この定数自体がいわゆる現状容認というふうな格好でつくられてきていることは反省としてあるわけございまして、そういうことで、今年度電源地域振興センターに基礎調査をお願いしまして、今現在実施中でございます。来年度、事務量算定、こういうふうなものを基礎的なデータといたしまして、今現在つくられている定員適正化計画、これが平成21年度までということになっておりますので、平成22年度以降のおよそ5年間をスパンとした計画づくりをしていきたいというふうに思っております。その中で条例についてもどの程度の人数がいいのかということについて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 次は、委託料の返還命令に応じない事業者に対するということについて質問させていただきます。

保健福祉部長の話ですと、まだこの事業を継続中であるということでありましたが、不正なのか、不正でなかったのかというふうな判断も含めて、解決をしないままにいまだに事業を続けさせているということはどういうことなのか、ちょっと私はよく理解できません。確かにこの制度を利用したいという高齢者の方はたくさんいると思います。しかしながら、事業者に対するペナルティーでありますので、それを科せないで、いまだに同じ事業をさせるということは、当然中身の確認も含めていかなものかと思っておりますけれども、どのように考えて継続させているのか、お答えをお願いします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 9月定例会後、三、四回お会いいたしまして、契約の中にないサービスについては契約違反であるよというふうな話し合いの中で、当該事業主もそれについては認めてございます。その後は、現在サービスを行っている中において、違法なサービス行為は行っておりません。

また、周知期間を置かないで高齢者から事業主のサービスを外すということになりますと、利用しております高齢者が大変困ります。そういうことも含めて、私自身事業主とお会いして、こういう契約という中において、あなたがした行為についてはないのだよということと理解してもらっております。最終的にお会いしたときに、返還について考えさせていただきたいというお話があったまま現在に至っております。そういうことから、とにかく本人が契約の中で間違いがあったということをお認めしておりますので、あとは返還を待って、返還できない場合については司法関係に相談する

という考えでいるということでございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 年度中に応じないから、司法と相談という、弁護士と相談するということではありますが、4月から何回も同じことを繰り返しているのに、年度末になったらもう1年になるわけですよね。それで、たかが1,400円と言ったら怒られますけれども、やはり1,400円、10円でも公費ですから、皆さんから集めた税金でやっている事業ですので、当然返還されるべきだと思います。それが幾らしゃべっても応じないという事業者がいまだに事業を継続しているということは、その行政側の対応に私は不備があると思います。保健福祉部長ではなくて、市長、今の流れの話を聞いてどう思いますか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 斉藤議員お話しのとおり、たかが1,400円、されど1,400円でございます。先ほど壇上でもお話ありましたように、税の徴収、公平公正を旨としてかなり厳しい対応をさせていただいている部分もあります。そういうふうなところを考えますと、やはり1,400円はしっかりちようだいしなければいけないものだと思いますし、それに応じない場合、ただ本人が考えさせていただきたいというふうな、3回、4回、その面談の中で、そういうふうな前向きな答弁をしているように伺いました。厳格にこれは対応をしていきます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 弱い市民のために何とか回収していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、3つ目の脇野沢水産加工センターにかかわる5点について再質問させていただきま

す。

まず最初ですけれども、廃棄物の量と処理方法

についてです。この水産加工センターは9月定例会のときもお話ししましたが、平成5年から直営でやっていた水産加工センターでありまして、平成16年から民間移譲ということで、指定管理ではないですけれども、行政で建てた施設を民間に運営してもらうというふうなやり方になってい

ます。この水産加工センターから排出されていた産業廃棄物というのは貝殻と、うろだけなのか、

それで間違いないのかお答えをお願いします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） うろと貝殻と認識してございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） その産業廃棄物は、平成5年、つまり直営でやっていたころからその産業廃棄物ということでまずは間違いないのか、お願いします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） まず、直営でやっていた時代から産業廃棄物かどうかというお尋ねでございますが、この施設から排出されました貝殻につきましては、当時から有価物であるという認識があったと聞いてございます。また、それを裏づけるような形で、平成14年度までに脇野沢地区で実施されました土地改良事業等に貝殻が使用されまして、平成14年当時では一時堆積したものがなくなったというふうな時代もあったと聞いてございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） では、平成5年から直営でやっていたときに

出たホタテの貝殻は、有効利用していたから産業廃棄物ではないということではないですか。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 私どもは、有価物である

ととらえてございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） では、それは何年ごろまで使用したものが有価物で、何年以降に使ったものが廃棄物として処理されたのでしょうか。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 赤坂地区の現在の一時仮置き場に置かれております貝殻は、有価物と認識してございます。ただ、中に土砂等々交じったもの、それから有価物として利活用ができないものについては産業廃棄物に該当すると思われま。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 今定例会の行政報告の中で新たに産業廃棄物の投棄が認められたという話の中に、ホタテのうろも入っているというふうな話が市長からの報告でありました。もう一つ、今ホタテの貝殻置き場と言われているところの下に敷き詰められているものは産業廃棄物であるというふうな話を民生部長がおっしゃいました。今の部長の話でいくと、有価物であるということなので産業廃棄物ではないのだというふうな話でありましたが、何が本当なのでしょう。だれを信用すればいいのでしょうか。だれの話が本当なのでしょう。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） さきの行政報告に対する質疑の中で民生部長より、埋め立てられたものは産業廃棄物と認識していると答弁がございました。私どもも民生部と同様に埋め立てられたもの、土砂等と交じったものは産業廃棄物と認識いたしております。ただ、この認識の中で埋め立てられたのではなく一時仮置きされたりサイクル原料として価値のあるものについては有価物と考えてございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） だから、直営でそこにホタテ

の貝殻を置いたのですよね。それは、再利用するのが有価物で、それはわかりました。ただ、不法投棄と認めたのはどの年代からですか。今経済部長が言っているのは、あそこにあるやつ全部が有価物だと、再利用するのだというふうなお話には聞こえるのですけれども、民生部長はあそこにあるものは不法投棄だというふうなことを定例会の冒頭で言ったのですよね。どっちが本当のですか。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 民生部長とも確認いたしました。埋め立てられたものは廃棄物であるということでございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） わかりました。そもそもこのホタテの貝殻置き場を管理している課がどこになっているのかがはっきりしないのです。例えば水産加工センターの管理でいくと産業振興課ですよ。仮置きになると管理課なのです。どっちがここの仮置きの管理監督をやっているのかというのがはっきりしないので、こんなことになるのです。どうですか、市長、これは。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 土地の貸借につきましては、分庁舎の管理課が担当して、その契約等もやっているということでございますけれども、貸した後の管理、これについては当然ながら借りたほうの業者、これが当然当たるということが当たり前でございますし、それを指導する立場にある担当課ともども対応するということになるかと思っております。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 不法投棄にちょっと入りますけれども、脇野沢地区の不法投棄の現場も、このホタテの貝殻の仮置き場のところも脇野沢の担当課がどこかというのがはっきりしていないので

す。ということは、全然管理監督になっていなくて、管理課やれ、産業振興課やれ、おまえのほうだから、私のほうだからというふうなやりとりだけで全然なっていないのです。そこが原因で今回こういうことがあったのです。それをちゃんと調査してくださいということを6月の定例会からずっと言ってきたのに、だれもやろうとしない。それは、まだ2つに分かれているからです。結局本庁の総務部とか民生部とか、経済部も皆苦労しているのです。そういうことを組織機構改革でやってください、市長。どうですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 組織機構改革の要諦はそこにもあろうと思います。今回のこの件、私壇上でも反省すべきところがあるという発言もさせていただきました。また、この斉藤議員の一般質問の通告を受け、ヒアリングの際にも厳しくその部分については垣根を取っ払ってこの対応をしていかなければいけないよという話をしております。これが行政の非常に縦割りの部分というふうな言い方をすればちょっとあれですけれども、そういう弊害が出ているというふうに私は認識をし、両部長、民生部長、経済部長には一丸となってこの調査にはしっかりと対応してくれということは話をしております。組織機構改革の中では、当然こういう事案もひっくるめまして組織機構改革の中で取り組んでいかなければいけないと、こういうふうな認識を持っているところであります。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 時間がないので、済みませんが、答弁のほうを短く簡潔にお願いします。

これも9月定例会で指摘したのですけれども、残渣ということで、簡単に言ったらごみですけれども、貝殻を掘ってそこに埋めたのではないかと言ったら、副市長はそうだというふうなことを聞いたという答弁だったので、産業振興

課長ですか、そんなことはないというふうな話だったと。今回調査をしていただいたのはいいのですけれども、先ほどの壇上の答弁でいくと、不法投棄の場所の現場に来ていた人に頼んでボーリングをしてもらったと。そのボーリングの結果が異常ないということでありましたが、私が言った場所と今回ボーリングした場所は全然違う場所で、それを知っているながら、何か故意にやったのではないかというふうに私は思っているのですけれども、なぜ私が指摘した場所とそのボーリングした場所が違ったのか、お知らせください。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） ボーリング地点を選びましたのは、廃棄物として投棄された場所から近い場所にもしかしてあるのではないかと、それから議員ご指摘の場所のほうは、その後掘削といたしますが、取り出しのためにバックホー等が入る予定がございましたので、その時点で確認できるのではないかという思いがあって、その地点にさせていただきました。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 相変わらず適当ですね。議会でごやっして議員がいろいろ話をしているのですから、これは議事録もとっているし、公式の話ですよ。余り適当に答えられると、当然後からしつぺ返しが来ますので、何で何回も同じパターンでこんな質問をしているかというのをよくわかってください。全部調査していますから。

時間がないので、次にいきますけれども、先ほどのボーリング調査したところ、地下5メートルにホタテの貝殻が埋まっていたね。それは、さっきの経済部長の話でいくと、不法投棄ではないというふうな話でありましたが、前の教育民生常任委員会の調査で行ったときは、あれは不法投棄なので全量撤去するという話を聞いていましたけれども、その地下5メートルに埋まっている貝

殻は、本当に不法投棄でないのかどうか、確認します。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） まず、不法投棄でないとする理由でございますが、有価物として処理できるという考えが根底でございます。その根拠となりますものは、横浜町にございますホタテ貝殻の加工処理会社が現在工場を建築中でございます。この件につきましては、私どもの経済部のほうでも横浜町のほうに出かけまして、実際にどういう状況なのか、それからこういった形状の貝殻を求めているのか確認したところでございます。その段階では、脇野沢から運ぶためにも、なるだけ粉碎したものが適当ではないかと、粉末でも構わないという回答をいただいております。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） その会社と今委託契約しているのは、ここの脇野沢水産加工センターだけあります。しかも、平成16年度分からの搬出計画に、そこに年間どれぐらいの量を委託して処理してもらおうというふうな計画書を出しております。その前の平成5年度からの分は、一切そこと契約をしておりません。今の経済部長が言ったことは間違っています。どうですか。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） お答えいたします。

前に申しあげました会社は、青森市内の業者でございます。今回は、横浜町の業者でございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） その横浜町の業者と行政が契約したのですか。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 行政は契約してございません。水産加工センターのほうで契約してございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） だから、平成5年度からそこに置いた部分を行政でその会社と契約したのかと言っているのです。水産加工センターが契約したのは水産加工センターになってからの分なのです。違いますか。その前の分、契約していないでしょう。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） そのとおりでございます。ただ、村直営で実施した際の貝殻につきましては、有価物として処理できるものであれば、それも横浜町の業者とこれから交渉して有価物として処理したいし、有価物として処理できないものであれば、産業廃棄物として処理したいと考えてございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 今経済部長が一生懸命答弁していますけれども、ここに1つポイントがあるのです。もし今ここのホタテの貝殻が不法投棄だと認めてしまうと、前に総務部長が言っていた不法投棄を発見してから5年以内の時効にあと半年あるのです。だから、何とかしてこれを不法投棄と認めたくないのです。なので、私が言っているのは、粉碎した、砕いた貝殻はあくまでも再利用ではなくて、これは不法に投棄されたものだ。地下5メートル、幅、奥行き、わきも含めて何トン入っているのかも今わからないのです。わかるのですか、それ何トン入っているか。それを不法投棄と言わないで何と言うのか。今は、使えるから再利用のために業者に委託するのだと、これからするのだと言っています。今現在どうなのかお答えください。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 先ほど市長答弁の中で数量は不明であるという答弁をいたしました。直接確認できる書類等が見当たらないため数量の確定はできていない状況にあります。ただ、当時の

仕入れ量から推定いたしましたして、約500トン程度ではなかったかなと推定はいたしてございます。

売れる確約があるのかどうかは、まだ直接私どものほうでは交渉いたしてございませんが、担当が横浜町のほうと協議した結果では、十分その可能性はあると認識してございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） これからやることを今から言われてもらっても困るのです。現在、きょうまでどうしたかということを一生涯聞いているのですけれども、一向に答えない。市長、これを調査してください。だめです、許しません。いつまでたってもこんなことをしていたら直らないです。先ほど壇上で言いましたけれども、結局は市民からの税金で処理しないとだめになるのです。だから早く手を打ってほしいと何回もやっているのです。私ことしこの件しかやっていないのです、6月から。本当は、もっとやりたいこといっぱいあるのに、これが全然解決しないから、こればかりやっているのです。何とかしてください。

もう一つあります。ナマコの増殖場事業になります、もう時間ないので。これは本当に困ってしまって、何か直径7センチぐらいの貝を海に入れるのだというふうな話でしたが、この前たまたま脇野沢に遊びに行ったら、何か砕いた貝殻も海に入ったみたいなのですけれども、そこのところはどうなのですか、調査しましたか。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（榎引恒久） お答えいたします。

斉藤議員からご指摘ありました細かい貝殻につきましては、確かに混入してございました。これは、施工業者からの聞き取りによりますと、4分の1程度そういうのが交じっていたと回答を得てございます。ただ、これも先ほどご説明申し上げましたガイドラインの範囲内で安定性には問題ないという数値が出てございますので、ガイドライ

ン上では問題ないかと考えます。ただ、早期にナマコ漁場を造成するという意味からは、適切ではなかったというふうに考えてございます。この点は、指導すべき立場にある私どもも大いに反省すべきところであると思います。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 反省はやっぱり次の成果につながってほしいと思います。ぜひきちんとやってほしい。

もう一つ、今新しい事業でこれからのナマコ増殖というのは、むつ市にとって本当に大事な事業であります。それをやはり業者、または事業者任せでなく、当然行政も深くかかわっていきと思えます。行政側の立ち会いについて、ちらっと聞いた話では、土、日の作業だったので、何か担当の者が立ち会いできなかったようなうわさも聞きましたが、今後土、日がその作業日であっても、私は当然立ち会すべきだと思います。陸から船に積んで海に入れるときも、船に乗ってちゃんとやられているのかというふうな最後の確認まで私は必要だと思いますけれども、まずそこまで前回やられたのか、今後それはどういうふうにするのか、最後お知らせください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） そうということがしっかりとやられていなかったというふうな報告を私ヒアリングの段階で聞きました。お話をしていたことをお聞きいたしました。そういう意味で反省すべき点があるというふうなことで、しっかりとこれは土曜日、日曜日であろうと、我々にとっては、むつ下北にとっては非常に大事な資源、その場所をつくるこの事業でありますので、しっかりと管理監督をしていきます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 先ほども言いましたけれども、本当に脇野沢地区というよりも、たまたま表舞台

に出た問題だと思うのです。市民からの信頼とか、この前も言いましたけれども、行政の倫理とかというのを考えると、やはりきちんとやってほしいと。

もう一つは、さっきも壇上で言いましたけれども、市民の見本である市の職員になってほしいと。それがうまくできなかったおかげで、市民からの血税をそこにかけないとだめだというのは、本来許してはだめなことだと思うのです。なので、この脇野沢地区の事例をいいほうに向けてもらうように何とかお願いしたいと。3月定例会のときに、またこんな話をしたくありませんので、ぜひ市長には頑張してほしいと思います。よろしくお願いします。

○議長（村中徹也） これで、斉藤孝昭議員の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明12月16日は新谷泰造議員、目時睦男議員、工藤孝夫議員の一般質問、議案第124号に対する質疑及び委員会付託を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時47分 散会

